

令和5年旭市議会第3回定例会会議録

議 事 日 程 （第3号）

令和5年9月11日（月曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（20名）

1 番	常世田 正 樹	2 番	伊 藤 春 美
3 番	菅 谷 道 晴	4 番	戸 村 ひとみ
5 番	伊 場 哲 也	6 番	崎 山 華 英
7 番	永 井 孝 佳	8 番	井 田 孝
9 番	島 田 恒	10 番	片 桐 文 夫
11 番	遠 藤 保 明	12 番	林 晴 道
13 番	宮 内 保	14 番	飯 嶋 正 利
15 番	宮 澤 芳 雄	16 番	伊 藤 房 代
17 番	向 後 悦 世	18 番	景 山 岩三郎
19 番	木 内 欽 市	20 番	松 木 源太郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	米 本 弥一郎	副 市 長	飯 島 茂
教 育 長	向 後 依 明	秘書広報課長	椎 名 実
行政改革 推進課長	榎 澤 茂	総 務 課 長	小 倉 直 志
企画政策課長	柴 栄 男	財 政 課 長	山 崎 剛 成

税 務 課 長	向 後 秀 敬	市民生活課長	江波戸 政 和
環 境 課 長	高 根 浩 司	保険年金課長	高 野 久
健康づくり 課 長	飯 島 正 寛	社会福祉課長	向 後 利 胤
子 育 て 支 援 課 長	多 田 英 子	高 齢 者 福 祉 課 長	椎 名 隆
商工観光課長	大八木 利 武	農 水 産 課 長	池 田 勝 紀
建 設 課 長	齊 藤 孝 一	都市整備課長	飯 島 和 則
会 計 管 理 者	小 澤 隆	消 防 長	伊 東 秀 貴
上下水道課長	多 田 一 徳	教育総務課長	向 後 稔
生涯学習課長	伊 藤 弘 行	体育振興課長	金 杉 高 春
監 査 委 員 長 事 務 局 長	杉 本 芳 正	農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	戸 葉 正 和

事務局職員出席者

事務局長	穴 澤 昭 和	事務局次長	金 杉 健 二
------	---------	-------	---------

開議 午前10時 0分

○議長（木内欽市） おはようございます。

ただいまの出席議員は20名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（木内欽市） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 井 田 孝

○議長（木内欽市） 通告順により、井田孝議員、ご登壇願います。

（8番 井田 孝 登壇）

○8番（井田 孝） 皆さん、おはようございます。議席番号8番、井田孝です。

議長より発言の許可をいただきましたので、令和5年第3回定例会にて一般質問をいたします。

質問事項1、銚子連絡道路整備事業について質問いたします。

（1）匝瑳市から旭市までの3期区間が令和4年4月より事業化されましたが、本市においてインターチェンジが想定される地域への道路整備の計画を伺います。現在供用中の都市計画道路谷丁場遊正線の南側にできるインターチェンジと、市役所南側にできるインターチェンジ及び道の駅季楽里あさひの前面道路に接続する箇所は、どのような道路計画があるか伺います。

（2）銚子連絡道路整備事業は、県が主体の事業となりますが、3期区間の早期完成へ向け、市として事業をサポートできる施策や体制はあるのか伺います。

質問事項2、学校再編推進事業について質問いたします。

(1) 干潟地区において、古城小学校が統合先の候補に挙がっていますが、屋内運動場が土砂災害警戒区域に入っているにもかかわらず、子どもたちを通わせることについて市の見解を伺います。

(2) 今後の学校再編スケジュールの詳細について伺います。学校再編基本方針の中で2040年までに短期・中期・長期という再編の時期が示されていますが、その具体的なスケジュールが分かれば教えていただきたい。

質問事項3、新型コロナウイルス感染症について質問いたします。

(1) 本市において、新型コロナワクチン接種後、ワクチンによる健康被害に遭ったという報告を受けているのか伺います。

1回目の質問は以上です。再質問は質問席において行わせていただきます。

○議長（木内欽市） 井田孝議員の一般質問に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 建設課より、1項目め、銚子連絡道路整備事業について、(1) インターチェンジが想定される地域への道路整備計画について回答いたします。

銚子連絡道路のインターチェンジは、市内に2か所計画されています。また、道の駅季楽里あさひの前面道路に接続する箇所は平面交差となります。

インターチェンジの1か所目は、鎌数工業団地の東側を南北に走る都市計画道路谷丁場遊正線の終点部から南へ約490メートル延伸した地点、井戸野地先において設置される計画です。

都市計画道路谷丁場遊正線は、東総広域農道と国道126号及び都市計画道路川口新川線を結ぶ南北の主要な骨格道路として機能し、隣接する工業団地へのアクセス道路として重要な位置づけがされております。

銚子連絡道路の延伸整備に伴い、工業団地などと銚子連絡道路を接続する道路として、谷丁場遊正線の終点部からインターチェンジまでの区間を整備する計画です。

2か所目は、市役所の南側約1キロメートル付近、ハ地先において、県道旭停車場線と接続する箇所へインターチェンジを設置する計画ですが、現時点で周辺道路の整備計画はありません。

平面交差となる道の駅季楽里あさひの前面道路に接続する箇所は、津波避難道路椎名内西足洗線の終点部でもあることから、当該箇所の整備方針について県と協議を重ねているところです。

現在、県が銚子連絡道路の設計を進めているところでありますので、県と十分に調整を図り、

インターチェンジや平面交差点周辺の道路整備について検討していきたいと考えております。

以上になります。

○議長（木内欽市） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） それでは、1の（2）どのようなサポートを行っているかについてお答えします。

銚子連絡道路を含め山武東総地域における幹線道路網の整備促進に関して、国、県、その他関係機関に対する働きかけを行うため、山武東総地区6市3町の首長と議会議長で構成する山武・東総地域広域幹線道路網整備促進期成同盟会という団体が組織されております。この期成同盟会が、本年7月に東総文化会館を会場として開催した銚子連絡道路整備促進地区大会に職員を派遣するなど協力をしております。

そのほか、期成同盟会としての活動とは別に、千葉県が行う要望調査などの様々な機会を捉えて、道路の早期完成の要望を行っております。

以上です。

○議長（木内欽市） 教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 教育総務課から、2の学校再編推進事業についてお答えいたします。

まず、（1）の古城小学校を候補地に選んだ理由ですが、学校再編基本方針では、既存の施設を生かして統合を進めるという観点から、干潟地域の三つの小学校のうち、中和小学校と萬歳小学校は校舎全体が土砂災害警戒区域に入っているのに対して、古城小学校は屋内運動場だけが土砂災害警戒区域に入っており、校舎は安全であるという理由で古城小学校を活用しようと方針を立てております。

屋内運動場東側の急傾斜地は、市保有の保安林であり、昭和48、49年度に千葉県により予防山事業として木柵や鋼製柵を設置し、地滑りや土石流災害を防止する対策を実施しております。

本工事からおよそ50年が経過し、樹木も繁茂しており、斜面の状態が確認しにくくなっていることから、千葉県北部林業事務所と協議を進め、樹木や雑草を伐採して現地の確認を行い、さらなる安全性を確保するための対策を検討してまいります。

子どもたちの安全を第一に考え、安心して活動できるよう整備を進めてまいります。

続きまして、（2）の今後の学校再編スケジュールについてですが、学校再編の全体スケジュールにつきましては、旭市学校再編基本方針に基づいて、各学校の児童・生徒数や施設の

状況を考慮して、短期、中期及び長期という再編時期をお示ししております。

各地域の具体的なスケジュールは、未確定ではありますが、児童・生徒数の減少傾向が大きい地域から速やかに行い、遅くとも 2030 年には全ての再編に着手していきたいと考えております。

現在の進捗状況ですが、干潟地域小学校の統合に向けて中和小学校、萬歳小学校及び古城小学校にてそれぞれ地域検討会議を設置し、7月上旬に第1回の会議、8月下旬から9月上旬に第2回の会議を開催しており、全体では5回程度を想定し、本年度中には3校の意見を取りまとめていきたいと考えております。

また、その他の地域につきまして、海上地域の各小学校では、保護者向けの説明会を7月に行い、保護者アンケートを実施しております。共和小学校及び琴田小学校では、9月上旬に説明会を開催し、今後順次アンケートを実施してまいります。その他の地域につきましても、各学校と調整を図りながら本年度中に実施する予定であります。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） それでは、健康づくり課からは、3の新型コロナウイルス感染症についてのうち、（1）ワクチンによる健康被害に遭ったという報告を受けているかという質問でございました。

本市の新型コロナウイルスワクチン接種は、令和3年5月に開始し、令和5年7月末現在、延べ23万2,538人がワクチン接種を受けています。

ワクチン接種後に発熱や接種部位の痛みなど副反応に関する相談は多数ありますが、その中で、数か月手のしびれや肩の痛みなどが残る健康被害があり、継続して医療機関で受診していると相談を受けた件数は25件になります。相談があった方に対しましては、症状などを定期的に確認するとともに、国における予防接種健康被害救済制度の案内をしております。

この制度は、副反応により病気や障害が残った場合に申請できる救済制度です。国の疾病・障害認定審査会で認定されると、入院や通院にかかった費用や医療手当が支給されるものでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 井田孝議員。

○8番（井田 孝） それでは、質問事項1、銚子連絡道路整備事業について、（1）について再質問いたします。

旭市では、東西へ向かう道路が、南から飯岡片貝線、八日市場井戸野旭線、国道 126 号、そして広域農道と整備されていますが、南北へつながる道路が不足していると考えます。国道イタコ自販付近の谷丁場遊正線へインターチェンジがつながれば、干潟工業団地、鎌数工業団地へのアクセスがよくなり、物流の面ではかなりの効果が期待できると思います。しかし、本市の目玉としている海岸へのアクセスや海産物、水産加工品の物流を考慮すると、やはり南北へ続く道路整備は必要ではないでしょうか。インターチェンジの整備に併せ、海岸までの路線も整備する計画はないのか伺います。

○議長（木内欽市） 井田孝議員の再質問に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 都市計画道路谷丁場遊正線と接続するインターチェンジから南側方面、海岸方面については、現在のところ道路を整備する計画はございませんが、銚子連絡道路の整備による効果が周辺地域へ十分反映されるような道路整備を検討していきたいと考えております。

以上になります。

○議長（木内欽市） 井田孝議員。

○8 番（井田 孝） それでは再々質問いたします。

銚子連絡道路の計画図を見ると、谷丁場遊正線とつながるインターチェンジだけが北側からのアクセスで止まっています。ほかの箇所は南側へのアクセスが可能となる計画になっています。インターチェンジができることによって車の流れは変わってきます。

仮に、このインターチェンジで降りた物流のトラックが南か東へ向かう場合、国道が混むので、旧市役所通りを走るのではないかと想定できます。旧市役所通りは二中学区の生徒の通学路であり、今でも自転車が走っていた場合、対向車が来るとすれ違うことも困難な状況です。通学路の安全を確保するという観点からも、南北への道路整備は必要ではないでしょうか。

○議長（木内欽市） 井田孝議員の再々質問に対して答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） インターチェンジ周辺の道路は、銚子連絡道路の完成により交通量の増加が見込まれますので、周辺の通学路の交通安全対策も重要な課題であると認識しております。

先ほども申し上げましたが、都市計画道路谷丁場遊正線とつながるインターチェンジから南

側方面については、現時点では新たな道路を整備する計画はございませんが、旧市役所通りを含めた既存の道路について、インターチェンジへのアクセスや交通安全対策を検討していきたいと考えております。

以上になります。

○議長（木内欽市） 井田孝議員。

○8番（井田 孝） 前向きな検討をよろしくお願いします。

それでは、質問事項1、銚子連絡道路整備事業についての（2）について再質問いたします。

平成14年に横芝光インターチェンジまでが開通し、千葉市方面や都内に行くにはかなりの所要時間が短縮できるようになりました。その当時、ここから旭市までつながるのは、いつになるか想像もできませんでした。しかし、昨年度、第3期区間が事業化されたということで、かなりの期待が持てるようになりました。そこで、早期完成へ向けて用地買収など、市が具体的に協力できることはないか伺います。

○議長（木内欽市） 井田孝議員の再質問に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） これまでも、住民説明会の開催に当たり地元との連絡調整や会場準備など、市としましても協力してきたところです。

今のところ具体的なお話はありませんが、道路事業は用地取得に多くの時間を要しますので、地権者との交渉が円滑に進むよう、用地交渉におきましても早期完成に向けて協力する体制で臨みたいと考えております。

以上になります。

○議長（木内欽市） 井田孝議員。

○8番（井田 孝） 再々質問いたします。

3期区間は、匝瑳市側から工事が進んでいくものと考えられますが、仮に谷丁場遊正線と通じるインターチェンジまで完成した時点で、運用を開始することは考えられないでしょうか。このインターチェンジから東は市内の中心部へと向かうので、用地の確保や工事についても時間を要するのではないかと思います。ここまでの運用でも、市民の皆様にとっては利便性が上がるのではないのでしょうか、見解を伺います。

○議長（木内欽市） 井田孝議員の再々質問に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 県では、現在、道路幅を決定するための道路予備設計などを実施して

いるところであり、銚子連絡道路3期区間については、現段階では13キロメートル全線を対象に事業を進めていくと伺っております。

以上になります。

○議長（木内欽市） 井田孝議員。

○8番（井田 孝） 質問ではありませんが、横芝光町から匝瑳市までの2期区間、延長が5キロメートル、事業開始から16年もの歳月がかかっています。3期区間の13キロ全線の開通を待っていたらかなりの年月がかかります。まだ予備設計の段階であれば、谷丁場遊正線までのインターチェンジまでで運用が可能になるよう、県・国に要望していただきたいと思います。

続きまして、質問事項2、学校再編推進事業についての（1）について再質問いたします。

仮に、古城小学校を統合の候補地とする場合は、土砂災害警戒区域の急傾斜地の安全を確保できてからという認識でよろしいでしょうか。

○議長（木内欽市） 井田孝議員の再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 土砂災害警戒区域の斜面につきましては、今後、斜面の樹木を伐採し、現在設置している木柵や擁壁等がさらに安全対策が必要なものかどうかの確認を行い、北部林業事務所と今後の対応を協議する予定です。

これに加えて、学校敷地内の安全対策工事につきましても、改修工事の設計の際に検討してまいります。

古城小学校を統合校として利用するかどうかにつきましては、地域検討会議でご意見を伺い、代表者会議で決定することとなります。

以上です。

○議長（木内欽市） 井田孝議員。

○8番（井田 孝） それでは再々質問いたします。

急傾斜地に対する安全対策工事について、国の補助金等はあるのでしょうか。また、干潟地域においては、全ての小学校が土砂災害警戒区域に入っているということであれば、学校施設を移転するための補助金はないのでしょうか。

○議長（木内欽市） 井田孝議員の再々質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 保安林の治山事業につきましては、千葉県が国の補助金を受けて

工事を行いますので、市の負担はございません。

また、土砂災害警戒区域から学校施設を移転するといった工事に対する国の補助金はないものと思っております。

一方で、統合に向けて行う校舎や屋内運動場の改修工事につきましては、学校施設環境改善交付金等の国庫補助事業に該当するものとなります。

この改修工事の中で、安全対策工事を検討していく予定としておりますが、具体的な内容につきましては、今後、設計や工事の発注の際に検討してまいります。

以上です。

○議長（木内欽市） 井田孝議員。

○8番（井田 孝） それでは、4回目の質問をいたします。

統合の候補地に挙がっている古城小学校は、教室間のスパンが飛んでいるため、大地震発生時には建物に大きな揺れが生じると想定できます。そして、その屋根には瓦が乗っているので落下する危険性があり、3階から瓦が落ちると大事故に見舞われることも考えられます。軽い屋根にふきかえるなど対策を行う予定はあるのか伺います。

○議長（木内欽市） 井田孝議員の4回目の質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 古城小学校につきましては、耐震工事はもう既に済んでおります。

ただ、屋根瓦につきましては、今後統合に向けた改修工事の際に、例えば撤去あるいはふき替えによる落下防止など、必要な対策工事について検討してまいりたいと考えております。

○議長（木内欽市） 井田孝議員。

○8番（井田 孝） よろしくをお願いします。

それでは、質問事項2、学校再編推進事業の（2）について再質問いたします。

干潟地域の再編に関連しますが、詳細なスケジュールがまだというのであれば、（仮称）北統合中学校再編を優先し、その後、干潟中学校を小学校の統合先としてはどうでしょうか。土砂災害警戒区域からも外れ、干潟地区の中心部となります。見解を伺います。

○議長（木内欽市） 井田孝議員の再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 干潟中学校を小学校の統合先に活用する案につきましては、旭市学校再編計画策定委員会でも検討されましたが、課題として、土砂災害警戒区域に挟まれていることや校舎が古く建て替えが必要なこと、そして、統合小学校として活用する場合には、

まず中学校の移転を待つ必要があるといったことが挙げられました。

また、（仮称）北統合中学校の再編につきましては、関係地区の合意形成や移転先の候補地を選定するなど、ある程度の期間を要することとなると思われます。

干潟地域の小学校では、児童の減少傾向が大きく、今後の児童数の推移を踏まえると、複式学級、複式学級とは二つ以上の学年を一つにまとめて1クラスとすることですが、この複式学級となってしまう可能性があり、スピード感を持って統合を進めていく必要があるため、旭市学校再編基本方針では、統合先を古城小学校として検討されたものでございます。

○議長（木内欽市） 井田孝議員。

○8番（井田 孝） 承知しました。それでは、再々質問いたします。

令和元年度に、国庫補助事業で市内小・中学校の各教室にエアコンを設置しています。これから先、学校の統廃合が進んでいく中で、廃校となる学校に補助金を使って設置したエアコンや、ほかにも補助金を利用した工事、それらに対し使った補助金は返還となるのでしょうか伺います。

○議長（木内欽市） 井田孝議員の再々質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 文部科学省では、廃校活用を推進するため、10年以上経過した学校施設を無償で財産処分するような場合は、補助金相当額の国庫納付金、いわゆる返還を不要とするといった大幅な簡素化、弾力化を図っております。

廃校の活用方法につきましては、財政的な部分も含めまして有効活用できるよう、地域検討会議や代表者会議でご意見を伺ってまいります。

以上です。

○議長（木内欽市） 井田孝議員。

○8番（井田 孝） 承知しました。

それでは、質問事項3、新型コロナウイルス感染症についての（1）について再質問いたします。

相談を受けた方の中で、国の救済制度の申請を受けた方はいるのか伺います。

○議長（木内欽市） 井田孝議員の再質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） 国の救済制度につきましては、市へ相談のありました25人のうち、令和5年7月末現在で8人から申請を受けております。申請を受けた後は、海匝保健

所の所長や市内医療機関の医師など、5名の委員で構成します旭市予防接種健康被害調査委員会を開催いたします。医学的見地から調査を行い、予防接種との因果関係が否定できない事例は、県を経由して厚生労働省へ申請しています。

現在、申請を受けた8人のうち3人は、既に厚生労働大臣の認定を受け、予防接種法に基づく救済を受けております。そのほかの5人につきましては、審査等を継続中でございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 井田孝議員。

○8番（井田 孝） 再々質問いたします。

市川市では市独自の健康被害見舞金があるそうですが、本市にはあるのか。また、ない場合は今後検討する考えはあるのか伺います。

○議長（木内欽市） 井田孝議員の再々質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） 旭市では健康被害見舞金制度はございません。市が調査した中では、県内で実施していますのは市川市のみでございまして、団体からのコロナ対応への寄附金のほうを財源に充てているとのことでございます。

ワクチン接種の健康被害に関しましては、予防接種法に基づく救済制度により国の責任において実施しております。市としましては、健康被害の相談があった場合には、健康状態を継続的に確認しながら、相談者の不安軽減が図れるよう市民に寄り添った対応に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 井田孝議員。

○8番（井田 孝） 引き続き、健康被害に遭った方には親身な対応をお願いしたいと思います。

それでは、4回目の質問をいたします。

ワクチン接種によって感染が一定のところでは止まっているのは事実ですが、健康被害を訴えている方がいるのも事実です。新型コロナのワクチン接種では、接種後に死亡した人について因果関係が否定できないと国が認定した場合、遺族に対し死亡一時金として最大4,530万円が支給されます。8月までに全国で156人に支給しており、健康被害を訴えている方の請求は8,554件にもなるそうです。

何が正しいか、はっきりしたことは言えませんが、これからのワクチン接種は、自分の考えで、自分の責任で接種するべきではないかと考えます。本市のワクチン接種の案内の中には、

予防接種健康被害救済制度の文字が小さく書かれていますが、もう少し目立つように、接種後の健康被害の窓口は健康づくり課にあるとか、ワクチン接種は自己判断であるとか、または後遺症の危険性があるという文章を入れられないでしょうか伺います。

○議長（木内欽市） 井田孝議員の4回目の質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） 新型コロナワクチン接種は「接種を受けるよう努めなければならない」という予防接種法上の規定、いわゆる努力義務が適用されまして、これまでも強制ではなく、本人が納得した上で接種を判断していただき、ワクチン接種を進めてきたものでございます。本規定は、9月20日から始まります秋開始接種以降は、65歳以上の方と基礎疾患のある方のみが適用となります。

市では、ワクチン接種について正しく情報をお伝えするため、接種券に同封する案内通知の見直しを図り、全体的に見やすい文字に変更し、要点を絞り、より分かりやすい内容といたしました。ワクチン接種は自己判断であることや、健康被害救済制度につきましても、より認識しやすくなっているものと思っております。

また、9月15日には、市内全世帯に秋開始接種についての案内チラシを配布する予定です。接種は任意であり、強制ではないというようなことを目立つように記載してございます。今後、市民に必要な情報を正しく分かりやすく伝えながら、ワクチン接種を進めてまいります。

以上です。

○議長（木内欽市） 井田孝議員。

○8番（井田 孝） よろしくをお願いします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（木内欽市） 井田孝議員の一般質問を終わります。

井田孝議員は自席へお戻りください。

◇ 常世田 正 樹

○議長（木内欽市） 続いて、常世田正樹議員、ご登壇願います。

（1番 常世田正樹 登壇）

○1番（常世田正樹） おはようございます。議席番号1番、常世田正樹です。少しせきが出るのでマスクをさせていただいております。でも検査は陰性でしたので、ご安心ください。

議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

お忙しい時間にもかかわらず傍聴へお越しいただき、誠にありがとうございます。9月8日の台風13号による豪雨、県内各地で河川等の氾濫が発生しました。不幸にもお亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意をささげます。台風シーズンはまだまだ続きます。線状降水帯はいつどこに発生するのか、予測がなかなか難しいようです。日頃から水や食料等の備蓄を行い、いざというときに備えていただければと思います。

私からの質問は、安全で快適な道路の整備について、居住環境の充実について、定住の促進についての3項目、3点の質問になります。

1項目め、安全で快適な道路の整備についてです。

(1) 昭和以降に開発された住宅地等の道路に破損が頻発しております。放置しておけば市民の生活に悪影響を与えと思いますが、市として修繕等に取り組む予定はないのかについてお聞きします。

去年あたりから、私道についての相談がかなり増えました。「家の前の道路を車が走るときに石をはねるようになったんだよね。どうにかならないか市に相談してくれないか」というような内容でした。現場を確認したところ、アスファルトがぼろぼろになってアスファルトの破片が飛び石になっているような状況でした。当該箇所は、昭和60年頃に分譲された戸建て住宅が並んでいる地域です。道路の幅員は4メートルあり、側溝もあります。市道へも連結している道路です。しかし、調べたところ分筆された私道でした。相談者へ「行政が私道の工事をすることはできません。ただ、分筆している全ての住民の同意を得て、市へ寄附してくれるのであれば、行政のほうで補修等を行ってくれます」と説明をしました。

その地域には空き家が数件あり、全ての所有者から同意を得ることは難しいのではと思いますが、相談をくれた方は、数年かかっても必ず所有者を探し出して、全ての所有者から同意を得て市へ寄附したいと張り切っておりました。

このエリアだけではなく、市内全域で昭和から平成にかけて開発された住宅地等の私道、側溝が経年劣化により破損等が頻発しております。開発を手がけた業者が廃業したために、維持管理及び補修を行ってくれないという訴えもかなり多くなっております。昭和から平成にかけて開発された住宅地の赤道や私道は、分筆して共同所有している場所がほとんどであると思われるので、その道路を日常的に利用している住民が費用を捻出して、維持管理及び補修をしなければならないというのは、意外と市民の皆さんに知られていないことです。

舗装されている道路は全て旭市の道路でしょうという認識があります。市の道路と私道の区

別がないのです。私も議員になるまではそうでした。また、そういった方が家を建てた当時、将来道路が壊れたり側溝が壊れたりしたら旭市へ連絡相談してくださいと、不動産屋に言われたという方も多くいらっしゃいます。

道路関係の相談をいただくことが急に増えたので、市道と私道の違いについて回答することが多いのですが、ふと思いました。市内全域で私道の問題が起きております。古い分譲地の戸建てで暮らしている方の多くは、高齢の方で、道路の修繕費用を出せる金銭的な余裕がない方がほとんどです。傷んだ道路や側溝はそのまま放置されてますます劣化しております。今後どうなってしまうのでしょうか。これからどんどん空き家が増えたり、所有者も不明なので市へ寄附できない。そういった放置するしかないその分譲地は、将来的には空き家だけになり、道路はがたがたで草も伸び放題になり、スラム街になってしまうのではないかと考えるとぞっとします。

そうなる前に、何か市として手を打たなければならないと思います。行政として市民の暮らしを守る責務の一端として、今後、私道とそれに付随する側溝の維持管理及び補修を行うようにできないかについてお聞きします。

2項目め、居住環境の充実についてです。

(1) 香取住宅の入退去時に費用がかかるようではありますが、行政が負担すべきではないのでしょうか。また、市営住宅の今後についてお伺いします。

先日、香取住宅へ入居を希望している方の入居申請の手伝いをしました。申請の補助をしたときに感じたことについて質問させていただきます。香取住宅では、入居する際に風呂釜と浴槽を入れる方が購入しなければなりません。また、退去する際に自費で撤去しなければなりません。産廃業者へ依頼して有償で引き取ってもらう方がほとんどであり、次の引っ越し先へ持って行く方はほとんどいないようです。どうして風呂釜と浴槽を、住む人が変わるたびに撤去、設置を繰り返さなければならないのでしょうか。行政がメンテナンスや管理をすべきではないかと私は考えます。

また、香取住宅にはエアコンはついておりません。テレビアンテナもついていないことがあります。全国的に熱中症警戒アラートが毎日発表されている今、市民の命を守るために、エアコンの設置は行政で行うべきではないかと考えます。

市営住宅へ入居する方は収入が低いです。所得が低くなければ市営住宅に入居することはできません。また、設備がほとんどない市営住宅へ入居する場合、エアコン6畳用で、ネット通販の価格最安値ですけれども、設置工事費込みで6万円、風呂釜は約6万円、浴槽が約3

万円、これらを全てそろえると約 15 万円ほどになります。収入が低く、安定していない方はクレジットカードをつくるのが難しいです。ローンを組むこともまた難しい。これらの家電を購入する際に、現金で一括購入する、また親族や知人に借金をして購入するようなパターンが多いようです。これは入居者にとって大きな負担となります。

月額数千円の家賃なのだから入居時の出費は仕方がない。確かにそうかもしれませんが、家賃が安いからと入居し、エアコンがない環境で我慢して暮らすというのは文化的ではなく、猛暑続きの近年、生命の危険を伴うことだと思います。行政として対応できる範疇であると私は考えます。香取住宅の風呂釜と浴槽、エアコンを常設し、行政が維持管理すべきであると考えますが、見解をお聞かせください。

3 項目め、定住の促進についてです。

(1) 本市では定住の促進に力を入れておりますが、これまでの成果について、また今後の取り組みについてお聞きします。

人口減少の問題は、日本全国ほとんどの自治体において喫緊の課題となっております。旭市の直近の人口減少率、これは近隣市と比べて低いのですが、生産人口の減少、出生率の低下、高齢化は確実に進んでいきます。

先日、漁業を営む漁師の方から相談を受けました。この方は漁業の仕事を子どもに継がせたい。そのためには食べていける漁師にならなければならない。これまでにない発想を持ち、何よりも自分や家族、従業員がやりがいや生きがいを持てるような仕事にしなければならないという信念の下、自社で直売場を立ち上げました。漁業に興味関心を持ってもらうため、漁業体験の受入れを始めたいが、行政の協力を得られないかと相談されました。

大学生の中にも漁業に関心を持ち、また海洋学部等の学生はインターンシップで漁業に従事することがあります。しかし、宿泊費用の負担が大きなネックとなっているようです。漁業体験で1泊2日、インターンシップで数か月宿泊できる市の施設があったら、課題を解決できると思います。さらには、定住体験もその施設を利用して通年で常時受入れを行い、水道光熱費は使った分だけ請求し、レンタルサイクルを貸し出して買物に行けるようにしたりすればどうでしょう。

市内飲食店で使える割引クーポンを発行、複数の空き家を市が借りてリノベーションし、宿泊ニーズによって建物を割り振れば、そんなに難しいことではないと思います。関係人口を増やすための取り組みとして、かなり適したことだと私は思います。もちろん、目的を持たない方の宿泊施設になってしまっては困りますので、インターンシップや就業体験の受入れ

先の証明や送迎等の管理をする必要性はあると思います。

何軒かの空き家をリノベーションし、インターンシップの学生、農業・漁業といった第1次産業の就業体験をしたい方、移住・定住を希望される方の拠点づくりを行うことは、旭市の関係人口を増やし、第1次産業への就業促進、移住・定住の一助となると思うのですが、そのような取り組みを行う予定はありませんでしょうか。

以上、3項目、3点が1回目の質問になります。再質問は質問席にて行わせていただきます。

○議長（木内欽市） 一般質問は途中ですが、11時まで休憩いたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前11時 0分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、常世田議員の一般質問に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） それでは、建設課より、1項目め、安全で快適な道路の整備についてお答えします。

基本的には、私道とそれに付随する側溝の維持管理や補修等については、地権者の皆様をお願いしているところです。

市では、私道の整備促進と生活環境の向上を図るため、整備を行う団体に対しましてその経費の一部を補助させていただく、私道整備助成事業補助金の制度がございます。

この制度の内容につきましては、工事費の2分の1以内で150万円を上限としておりまして、道路の幅員が4メートル以上であること、一般通行の用に供されていること、排水施設の整備については流末排水に支障のない道路であること、そして、所有者の同意が必要等幾つかの要件があります。私道整備に関しては、この補助制度を活用していただきたいと考えております。

なお、簡易的な補修をする場合には、常温合材や砕石などの材料の提供はさせていただいております。

以上になります。

○議長（木内欽市） 都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） それでは、香取住宅に風呂釜、浴槽、そういった設置はできないのかというご質問について回答いたします。

旭市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画によりまして、今後、計画的に維持管理をしていく住宅のうち、浴槽・風呂釜が未設置の住宅は、みどり南住宅と香取住宅になります。

これらの住宅が建設された当時、浴槽・風呂釜は自己負担が標準でございまして、その後、平成 10 年度に公営住宅等整備基準、こちらが一部改正されまして、入浴施設の設置が義務づけられました。それ以前に建設された住宅については設置義務の規定がない状況でございます。

また、エアコンに関しても、あらかじめ設置している市営住宅はなく、県営住宅でも入居者による設置となっております。

みどり南住宅と香取住宅につきましては、耐用年数を超過し老朽化も進行しているということでありまして、入居者の日常生活に支障を来さぬよう適正な維持管理は継続していくものの、浴槽・風呂釜の設置は現在のところ考えておりません。

また、エアコンに関しても、入居者が必要に応じ設置していただきたいと考えております。

なお、浴槽・風呂釜が設置されている住宅を希望される方は、地域要件等もあるかと思いますが、設置済みの住宅もございますので、そちらをご案内させていただいております。

以上です。

○議長（木内欽市） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） それでは、3 の（1）についてお答えいたします。

現在、本市では、市内でインターンシップや様々な就業体験を行う方に対して住居を支援する事業は行っておりませんが、移住を希望される方に対しては、市が市内の宿泊施設を借り上げ、最長6泊7日のお試し居住が体験できる事業を実施しております。

インターンシップや就業体験をされる方に対する居住支援につきましては、ニーズの把握や必要な支援の内容、空き家対策も含めての居住施設の調達、運営、管理などの検討を行う必要があると思いますので、先行事例の調査研究や関係部署との協議を行ってまいります。

以上です。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員。

○1 番（常世田正樹） それでは、答弁に対し再質問をさせていただきます。

1 項目めの（1）について、私道は個人の持ち物であり、修繕は個人の責任である。もちろ

んそうなのですが、現実問題として市内の古い私道はどんどん傷み始めています。また引き続きどんどん傷み続けます。私道は個人の所有物なのだ。だからそのまま放置するしかないというのは悲しい現実なのかもしれません。

しかし、課長おっしゃっていた補助金ですか、私道整備に関する助成を行っている自治体は周辺にはないので、すばらしい取り組みであると思うのですが、要望したい点もございます。この補助金を上限まで利用した場合、4メートル幅のアスファルト道路を何メートル分、舗装の打ち換え等はできるものなのでしょうかお伺いします。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員の再質問に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 幅員4メートルの道路で舗装の打ち換えを1メートル行った場合、概算ではありますが、約3万円の費用がかかります。私道整備助成事業補助金交付要綱では、先ほど申し上げましたとおり、工事費の2分の1以内で150万円を上限としております。単純に計算しますと、工事費300万円で補助金が150万円となり、その300万円の工事費で約100メートル分の舗装の打ち換えができることとなります。

以上になります。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員。

○1番（常世田正樹） 100メートル程度が長い距離なのか短い距離なのか分かりませんが、私道の打ち換え工事がその程度できるということで分かりました。

東京都の小平市では、市が私道の補修費用の9割を負担し、工事も行います。舗装工事は、砂利道をアスファルトで舗装し整備する工事、現在舗装されている道路も陥没やひび割れ等、状態が悪い場合には打ち換え工事も行います。排水工事も雨水集水ますや吸い込み槽の整備、道路整備に伴うL型側溝の新設等も含みます。

自治体の規模が違えばそれまでですが、実際、小平市は平成5年に約16万3,600人だった人口が令和4年では約19万5,300人と増加しております。人口が増加している理由の一つには、積極的なインフラ整備を行ってきたことも挙げられております。

9割を行政が負担というのは難しいと思うのですが、行政負担を2分の1から引き上げて、例えば3分の2を行政が負担をする、さらには150万円という上限を撤廃すれば、高度成長期に造成された住宅地の道路は補修される件数が増えてくると思うのです。また、市民の生活の利便性も向上するようになると思うのですが、市長の考えをお聞かせ願えればと思います。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員の再質問に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎） 先ほど担当課長が申し上げましたように、基本的には、私道とそれに付随する側溝の維持管理、補修につきましては、地権者の皆様をお願いしたいと考えております。

私道の助成制度は、近隣自治体では助成制度を設けていない中、本市におきましては、平成 17 年度から、補助率は工事費の 2 分の 1 以内、上限額 100 万円の私道整備助成事業補助金を設け、平成 25 年度からは上限 150 万円に引き上げるなど制度の拡充を図り、運用してまいりました。

常世田議員からご質問のありました、私道整備助成事業補助金に係る補助率の引上げや補助限度額の見直しにつきましては、今後研究してまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員。

○1 番（常世田正樹） 市長、ご答弁いただき、ありがとうございます。ぜひご検討よろしくお願いいたします。

日本人の美德として、謙虚さ、忍耐強さ、我慢強さ等が挙げられます。一概に全ての方がそうであるとは言えませんが、特に高齢者の方は、戦後の物がない時代を経験してきております。砂利道が当たり前の時代でした。大雨が降れば道路が水浸しになるのは当たり前だという時代を生き抜いてきた方々です。

そういった方々がふだん暮らしている生活道路が寿命を迎えております。少しの段差につまずいてけがをして、そのまま寝たきりになってしまうようなことは避けなければなりません。我慢して暮らしている高齢者の方の生活環境を改善するのは、行政の務めであると思われます。私道の整備補助事業を拡充し、高齢者の方が安心して健康で暮らせるまちづくりを進めていっていただきたいと思います。回答は結構です。

次の質問へ移ります。

2 項目めの（1）について、市営住宅の入居を希望する方がどのような境遇に置かれているのか。収入や家族構成、障害の有無等そういった事情を考慮して、行政が提供できるサービスの一環として考えていただけたらと思います。エアコンが設置してある、また風呂釜が設置してある、相対的に家賃が高い。家賃が低いところにしか入れない方に対して、行政の一助がもっと必要であると思ひます。

コロナ禍、ロシアによるウクライナ侵攻、記録的な物価高によって市民の生活は危機に瀕し

ております。所得格差はますます広がり、令和4年9月に公表された厚生労働省令和3年国民生活基礎調査の所得によると、住民税非課税世帯は、全世帯5,142万世帯に対し住民税非課税世帯は1,218万世帯、実に約24%の世帯が住民税非課税世帯となっております。収入が激減したり、離婚や死別等で生活環境が激変してしまったりした個人や世帯の方が、一時避難的な場所になり得るのが市営住宅であると私は考えます。

今後、市営住宅はどのようになっていくのでしょうか。神西住宅は更地となり払下げ予定であると聞いております。ほとんどの市営住宅は老朽化しております。廃止する住宅、長寿命化をして残す住宅があると思いますが、いずれは耐用年数を超えると思います。収入が低い方向けの市営住宅は今後とも必要であると考えますが、新設する予定はございませんでしょうか。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員の再質問に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） それでは、今後の市営住宅について回答いたします。

今後の市営住宅につきましては、先ほども申しましたけれども、旭市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画、そちらによりまして、整備や管理の方法を四つのタイプに選別しております。施設の長寿命化や日常の点検に関する方針を施設ごとに定め、計画的に整備を進めるということにしております。

そのうち、老朽化が著しい住宅は、人口減少に伴う需要の減少から用途廃止するとしておりまして、延べ床面積を35%縮減することとなります。

計画の目標年次については、令和18年度としておりますが、廃止に関しては現在入居されている方の退出後となりますので、必ずしも目標年次までに廃止しなければならないというものではありません。

また、市営住宅の新設、こちらにつきましては、需要も減少しておりますので、予定はございませんが、今後地域や社会情勢の変化、そういったものにより需要が増加しまして、市営住宅の供給量が不足する際には、借り上げ公営住宅の活用についての調査・検討を行いまして、より効果的・効率的な市営住宅サービスの提供を行ってまいります。

以上です。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員。

○1番（常世田正樹） コンパクトシティの観点から市営住宅の在り方を考えますと、市内各所に点在している市営住宅を、老朽化して古いものはどんどん壊したりそういった方向であ

と思いますけれども、市営住宅を交通と買物の便がよい場所へ集約することで、市営住宅跡地の有効活用であったり、入居者の利便性向上、建物の維持管理にかかる人件費の節約等が期待できると思うのです。

既存の市営住宅は、市内各地に点在しております。それらの修繕を今後 10 年、20 年と続けていく費用を考えると、むしろ更地になっている神西住宅跡地に、例えば長屋スタイルの市営住宅を建設してしまったほうが将来性はあると私は思うのです。市営住宅へ入居される方は、収入が低い方、障害がある方、高齢の方、DVを受けた方、そういった境遇の方がほとんどであると思います。家賃が安いからある程度は我慢してくださいという考え方に、私は疑問を呈します。10 年、20 年先を見据えて、暮らしやすい新たな市営住宅を造ることが今後必要であると考えるのですが、市長はどういったご見解をお持ちでしょうか、お聞かせ願えれば幸いです。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員の再々質問に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） では、私から回答いたします。

公営住宅につきましては、生存権の保障の趣旨にのっとりまして、生活に困窮する低額所得者に対し、低廉な家賃で住宅を供給することを目的としております。先ほども答弁いたしましたが、新たな市営住宅の建設の予定はございませんが、今後維持していく住宅に関しては、計画的に適正な管理を行いまして、住宅のセーフティーネットとしての役割を果たしていけるよう努めてまいります。

以上です。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員。

○1 番（常世田正樹） ご答弁いただき、ありがとうございます。

次の質問に移らせていただきます。

3 項目めの（1）について、管理費用や維持費がかかってしまうことで、一般住宅、空き家をリノベーションする行政の負担が増えることになってしまう、そういったことは承知の上です。しかし、旭市を訪問するきっかけづくりとして、投資する価値はあると私は思います。引き続き、前向きな検討をしていただきたいと思います。

本年 3 月に行った「お試し居住してみませんか」は、民間の宿泊施設を利用した移住体験としてとてもよい取り組みであると思います。しかし、事業の中身や成果があまり周知されていないと私は思うのですが、もったいないと思います。担当課の負担は増えてしましますが、

こういった取り組みをどんどん増やすべきであると思います。

「お試し居住してみませんか」の実績についてお伺いします。申込み件数、採用件数、参加者の感想等、旭市への移住を検討する材料になったのか、移住に結びついたのか、また、今後も継続的に開催する予定なのかについてお伺いします。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員の再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） お試し居住ですけれども、これは本市への移住を検討している方に対しまして、一定期間、市内の民間宿泊施設に居住していただき、本市の風土や日常生活を体験することで、本市への移住促進を図る事業となっております。

自炊可能な宿泊施設1か所を使いまして、2組が最長6泊7日滞在することが可能で、市は施設の宿泊費のみ補助しております。

本年3月に行ったお試し居住の実績になりますが、申込み件数が2件、採用が1件でございます。採用されなかった1件につきましては、これは相手の都合によりキャンセルされました。

利用された方の感想ですが、商店や飲食店が多く思っていた以上に生活がしやすかった。旭市産の食材はどれもおいしかったとのことでした。

検討材料となったか、また移住に結びついたかにつきましては、現在はまだ移住されておられません、本市で生活するための基本的な情報が取得できたので、今後移住について考えをまとめたいとのことでした。

なお、お試し居住ですが、今後も継続していく考えでありまして、今年度は10月上旬に実施する予定です。

以上です。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員。

○1番（常世田正樹） とてもよい取り組みなのですが、周知をSNSなどをもっと活用して、全国的に広められたらと思いますので、よろしくお願いします。

関係人口を増やし、地域を活性化させる取り組みを行っている千葉県内の大学なんですけれども、千葉工業大学に私はとても注目しております。昨年、市内において、千葉工業大学の南房総市での取り組みの事例報告会が開催されました。私はその報告会を聞いて感銘を受けました。南房総市に縁もゆかりもほとんどないのにもかかわらず、大学の先生や学生が各種プロジェクトを立ち上げ、地域活性化に取り組んでいるのです。南房総市がうらやましいと

も思いました。

当大学は、平成 26 年 3 月に習志野市と包括的連携協定を締結したのを皮切りに、令和に入っても九十九里町、八街市、南房総市、大多喜町、多古町、いすみ市、館山市、睦沢町と、実に県内 17 市町と包括協定を締結しております。千葉県内の、実に 3 割の自治体に及んでおります。

南房総市では、産学協働地域活力創造推進プロジェクトという、ちょっと長いあれなんですけれども、プロジェクトと銘打ち、里海資源の利活用、持続可能な集落の創造、地域の新たな担い手の育成、持続可能な行政社会システム、地域創生活動の連携、地域課題解決アプリシステムの開発、地域産業資源の発掘等、地域の課題や問題を解決するために様々なプロジェクトを立ち上げ、たくさんの先生方と生徒が精力的に活動しております。

旭市で行われた報告会の際に、旭市でもぜひ行ってほしい内容ばかりなのですが、後発になるんですけれども、「これから旭市でお願いしても手が足りませんよね」と質問したところ、「県内で比較対象となる地域を探している。希望があればぜひ関わりたい」という回答でした。官学連携による地域の課題解決、地域の活性化、大学生と関わりを持つことによる関係人口の増加等、旭市にとって大きなメリットになると思うのですが、千葉工業大学との包括的連携協定を本市は結ぶつもりはありませんでしょうか。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員の再々質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 現在、その千葉工業大学との包括連携協定に向けまして、大学の事務担当者と調整を図っている段階であります。

これまでも、千葉工大とは、生涯活躍のまちであつたり旭市総合戦略の策定など様々な場面で、教授や学生にご協力をいただきながら関係性を深めてきました。

担当者間では、お互いに可能なことから実践し、持続的に連携していこうと話し合っており、今年度中に協定を締結したいと考えているところです。

以上です。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員。

○1 番（常世田正樹） それはとてもうれしいことです。引き続きよろしく願いいたします。

南房総市でプロジェクトに参加する先生や学生は、築 100 年以上の古民家に宿泊します。この建物は市から無償提供されています。家賃はもちろん無料で、光熱費も市が負担しております。農産物や海産物は地元の生産者から届けられます。食費もほとんどかかりません。南

房総市までの行きは、車を持っている先生や生徒の車へ相乗りして向かい、帰りは最寄りの駅まで地元の方が送ってくれたり、アットホームな関係を築いております。

プロジェクトの進み具合によって、大学生が帰るタイミングはまちまちです。また、サーフィンや釣りといった趣味で滞在することも多少は許されております。援農やボランティアで1か月以上滞在する学生もいるそうです。完全な関係人口が築かれております。

観光で訪れる観光客の方、そういった方は市内の宿泊施設へ泊まっていて、官学連携プロジェクトに関わる方々、インターンシップや就業体験、移住体験といった関係人口になり得る方は、市がリノベーションして、築100年とは言いませんけれども、空き家に宿泊という受入れ体制ができれば、とてもすばらしいと思います。

また、空き家のリノベーションコンテストを市内の工務店へ依頼して募集をしたりしたら、個性的で話題性がある物件が出来上がってメディアの取材が増えて、ますます旭市の知名度が上がるという取り組み、想像するだけで私はわくわくします。

市長にお伺いします。千葉工業大学との包括的連携協定をよろしく願いいたします。私は、昨年の報告会を聞いてわくわくしました。旭市には現在追い風が吹いております。ロケツーリズムによる全国的な知名度はどんどん上がっております。飯岡漁港を中心とした海業の話も動き始めました。大学との連携協定により、今後のまちづくりのビジョンとして市長はどのようなお考えをお持ちでしょうか、お聞かせ願えれば幸いです。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員の4回目の質問に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎） 社会全体が、少子高齢化、感染症の大流行など大きな不安を抱え、それらを解消するための対処や変革を求められている中、本市におきましても、産業の担い手不足、地域コミュニティの希薄化など、地域社会が抱える問題は増加し続けています。

そのような多様化、複雑化する住民ニーズに応え、地域社会が直面する様々な課題に対処しながら、持続可能な旭市としてのまちづくりを進めていくためには、大学や企業、民間団体との協働は不可欠なものと考えております。

大学との包括連携協定を結ぶことにより、大学側には、学生の調査研究のために活躍する場所や機会を提供し、市は、大学側から提供された高度な知識や情報と専門的な人材を活用させていただくことが可能となります。また、学生さんたち、若い人材が地域と交流することにより、市民のコミュニティや事業所の活性化が図られるのではないかと大いに期待しております。

このように、双方に利益となるような状況の下で、本市の抱える社会課題を解決し、よりよいまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員。

○1番（常世田正樹） 市長、ご答弁いただきありがとうございます。

まだ宿泊先にこだわるんですけども、今の大学生、古民家暮らしとか田舎暮らし、そういったのが大好きなので、ぜひ空き家をリノベーションして、そういった宿泊先にしていだけたらと思います。

第1次産業の就業人口は、市内においても今後ますます激減していきます。今年の猛暑により、米づくりをやっている農家さんが、私が聞いた範囲でも80代の方が5人ほど、今年でやめるとおっしゃってありました。もうこの流れは歯止めが利かないと思います。法人化してライスセンターなどでやっている若い連中も、受入れがもう無理で結局耕作放棄地が増える、そういった危険性をはらんでいると思います。なので、都市の関係人口、そういった方々をどんどん引き入れられるような方策を取り組んでいていただきたいと思いますので、市長、よろしくお願いいたします。

宿泊施設があれば、就業体験を受け入れたいという市内の漁師や農家は多くいらっしゃると思います。後継者を育てたいという志に対し、行政としてバックアップしていただきたいと思います。大学生がインターンシップをすることが当たり前の時代になってきました。大学生はお金がないので、宿泊先を市が提供してくれるならどんどん集まると思います。大学生を単発で受け入れることも大事なのですが、官学連携で、大学との良好な関係を長期間にわたって構築することができれば、旭市にとって大きな後ろ楯となってくれると思います。大学生が、「第二の故郷は旭市です」と言ってくれたら、市長、最高ですね。

以上で、私からの一般質問を終わります。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員の一般質問を終わります。

常世田正樹議員は自席へお戻りください。

◇ 崎 山 華 英

○議長（木内欽市） 続いて、崎山華英議員、ご登壇願います。

（6番 崎山華英 登壇）

○6番（崎山華英） 皆様、こんにちは。議席番号6番、崎山華英です。

本日は、お忙しい中、傍聴に来てくださった皆様、中継録画配信を見てくださっている皆様、

本当にありがとうございます。この夏は記録的な猛暑が続く大変過ごしにくい季節となりました。また、9月到来とともに先週は台風13号が千葉県を襲い、関東で初めての線状降水帯が発生するなど、これまでと違う急激な気象変動に危機感を抱いています。次世代の子どもたちに残せる自然環境、社会の形成には、私たち大人の行動にかかっています。

今回も一般質問、大きく三つの項目から合わせて5点伺います。

まず初めに、大きな項目1、性別にとらわれず個性・能力を十分に発揮できる環境形成のために、男女共同参画計画についてです。

本市においても男女共同参画計画が策定されており、今年度は第2次計画の期間が満了となることにより、第3次計画の策定準備に入っているということが、以前の質疑等でもお聞かせいただいているところです。計画策定をし直すタイミングであるこの旭市男女共同参画計画について、しっかりと見直しをしてほしいという願いを込めて、今回質問をいたします。

(1)の質問として、これまでの旭市男女共同参画計画の原案が何を基につくられたのか、お尋ねいたします。

続いて、(2)女性の就農・起業を増やす取り組みについて、具体的に行っていることはあるか伺います。

補足として、旭市は基幹産業である農業の分野において女性の就農率を上げ、さらには、女性がもっと主体的に活躍できる環境を醸成することで、新たな農業の可能性を広げていけるのではないかと考えます。女性の経営への関与と収益の増加には相関関係があると言われており、日本政策金融公庫の調査によると、女性が農業経営に関与していないよりも、しているほうが経常利益増加率に約70ポイントの差があるといった結果もあります。

また、農林水産省の調査によると、国内において基幹的農業従事者に占める女性の割合は、平成31年40%と決して低いわけではないのですが、新規就農者に占める女性の割合は、調査が開始された平成18年の30%から、平成30年には24%へと低下してきているのが現状です。

ここで興味深いのが、新規就農者が就農した理由は性別で傾向が異なっており、男性は「自ら経営の采配が振れるから」「農業はやり方次第でもうかるから」との回答が上位になっている一方、女性の場合は、「農業が好きだから」「家族と一緒に仕事ができるから」という回答が上位を占めており、「子どもを育てるには環境がよいから」という理由を選択する割合が男性に比べて高く、農業自体に魅力を感じていたり、家族との関係、育児との両立に意識が向いていることがうかがえます。

勤務先に子どもを連れて仕事をするということは難しい場合が多いですが、農業や自営の場

合は、全てではないにしろ、一部でそれが可能な場合もあるのかと思います。将来の子育てのしやすさという観点からも、本市において若手の女性就農者を増やすために何か取り組まれていることがあるか。また、農業だけでなく広い事業範囲において、女性の起業を増やす取り組みを本市で行っているのかお伺いいたします。

続いて、大きな項目 2、放課後児童クラブについてです。

(1) は、以前から質問していることになりますが、放課後児童クラブにおいて、夏休みなど長期休業期間中のお弁当支給についてお尋ねいたします。

本年 4 月に設立されたこども家庭庁では、5 月に全国の市区町村を対象に、夏休みなどの長期休業中に預かっている児童に昼食を提供しているかどうか調査を行うなど、放課後児童クラブにおける昼食支給について、自治体へ検討を呼びかけているところです。近隣では、成田市が今年の 4 月から、長期休業中のお弁当支給の実証実験を放課後児童クラブに当たる児童ホームにてスタートさせました。本市においても前向きに検討すべきと考えますが、現在の検討状況をお伺いいたします。

続いて、(2) 放課後児童クラブの運営についてです。

この後、再質問の際に具体的な事例を紹介いたしますが、現状、放課後児童クラブの開所は学校の臨時休業等に影響される形で、確実な運営がされるとは言えない状況になっています。そこでまず、クラブの休所の判断がどのような流れで、誰によって判断されるのかお伺いいたします。

続いて、大きな項目 3、自治体 D X（こども政策 D X）についてです。

以前、議会答弁の中で、国におけるデジタル田園都市国家構想総合戦略が策定されたことを踏まえ、本市においては、デジタル技術の活用を含めた第 3 期目となる新たな総合戦略を、令和 5 年度から 2 年かけて策定していくといった発言が企画政策課のほうからありました。自治体 D Xを進める中で、総合戦略にそれを入れ込むことは大変重要と考えておりますが、第 3 期総合戦略では、具体的にデジタル技術の活用の取り組みがどのような位置づけに入ってくるのか、基本目標や重点施策の一つとして入れ込むのか、基本施策の一つとして追加されるものなのかお尋ねいたします。

以上、1 回目の質問です。

再質問は質問席で行います。答弁については時間制限ございませんので、丁寧に分かりやすいお答えを期待しております。よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の一般質問に対し答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（江波戸政和） 市民生活課からは、1 番の（1）旭市男女共同参画計画の内容と第 3 次計画の策定状況ということで、これまでの計画策定の仕方について回答をさせていただきます。

市では、男女共同参画社会基本法に基づき、平成 26 年度に第 1 次旭市男女共同参画計画を策定し、5 年ごとに見直しを行っております。

第 1 次計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項の規定により、国及び県の計画を勘案し、市における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について、基本的な計画を策定しております。第 2 次計画では、第 1 次計画で取り組んだ結果を踏まえつつ、市の課題や重点的に取り組むべき施策の方向性を示すものとして計画を策定しております。

策定方法は、第 1 次・第 2 次計画ともに、計画策定の前年度に市民意識調査を実施し、計画策定年度には庁内検討組織として策定委員会を設置、計画策定に係る検討を行っております。その際には、下部組織となる専門部会を置き、関係課に施策についてのヒアリングを行っております。また、学識経験者、関係団体の代表者等による推進懇話会の開催や、パブリックコメントの実施により、市民からの意見を聴取しております。

以上です。

○議長（木内欽市） 農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） それでは、大きな項目 1 の、性別にとらわれず個性・能力を十分に発揮できる環境形成のための 2 項目めになりますが、本市における女性の就農・起業を増やす取り組みについて伺うという中の、就農の部分について農水産課からお答えいたします。

女性に特化した支援制度はありませんが、市では、性別などにとらわれず、市内で就農を希望する人を対象に幾つか支援制度を行っております。

具体的には、農業委員会や県、J A などと連携し、就農に関する総合的な相談・支援を行うワンストップ支援窓口を運営するほか、本格的に就農される方を対象に、新規就農総合支援事業として個々の状況などに応じた様々な補助制度を用意し支援しております。

また、国や市の男女共同参画計画にも位置づけられているんですが、家族経営協定の締結を促進することで、家庭内の役割分担や就業条件等を話し合いにより明確にし、女性の就労環境の向上や農業経営及び地域社会への参画を促進しています。

以上です。

○議長（木内欽市） 商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） 商工観光課からは、質問事項１の（２）のうち、女性の起業への取り組みということで回答を申し上げます。

起業支援、創業支援につきましては、商工観光課内のワンストップ相談窓口で、相談者のニーズに合った各種支援策の情報提供などを行っております。

また、起業を目指す方や創業間もない方を対象に、旭市商工会と共催による創業セミナーを年２回実施しております。

このセミナーを受講し、市の証明書の発行を受けると、会社設立時の登録免許税の軽減や創業関連融資の優遇措置が受けられます。

そのほか、市内の空き店舗を活用して事業を始める際の店舗改装費や、賃借料への補助を行う空き店舗活用事業を行っておりまして、商業振興・地域経済の発展のほか、創業者支援に寄与できるものと考えております。

これらの取り組みにつきましては、男女の区別なく支援しているものでございまして、例えば、令和４年度の創業セミナーの受講者は３１名おりましたが、そのうち女性の受講者は１０名でございました。

また、空き店舗活用事業補助金については、令和４年度は全体で１６名の方が活用され、そのうち１０名が女性であり、さらに新規開業者に限りまして、令和４年度新規開業者１３名のうち９名が女性でありました。

女性に特化した支援策というものではございませんが、現在、多くの女性に活用いただいているところでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 教育総務課から、２の放課後児童クラブについてお答えいたします。

まず、（１）学校の長期休業中、放課後児童クラブを利用する児童にお弁当を支給できないかにつきましては、近隣市町の実施状況や民間委託の可能性等について調査をしております。

香取市や山武市、横芝光町などの近隣市町におきましては、放課後児童クラブの運営を公設民営化することで、利用児童の保護者が業者を通して仕出し弁当を注文して、昼食までに児童に届けられる仕組みが整っております。

しかしながら、放課後児童クラブを公設公営で運営する本市にとっては、運営を民間に委託することは、現在の放課後児童クラブの運営費が増額することもありまして、その財源や保

護者負担などについてさらに研究する必要があると考えております。

また、放課後児童クラブにおける食事提供につきましては、先ほど議員おっしゃったように、本年6月にこども家庭庁より、食物アレルギーや感染症、食中毒の発生防止などの対応について配慮しながら、地域の実情に応じて対応するよう通知が来てございます。

この通知では、食事提供の事例集が示されておりまして、学校給食センターを活用した取り組みや弁当事業者と連携した取り組みが紹介されております。本市での給食センターの活用につきましては、長期休業中のメンテナンスや調理、配送の効率性、盛り付けの方法など、様々な課題があると思われます。

一方で、弁当事業者との連携につきましては、県内の自治体でも、運営を民間委託せずに公設公営で弁当提供だけを委託する実証実験を行っている放課後児童クラブもありますので、本市での実施が可能か検討していきたいと考えております。

また、近隣市町村の弁当提供の状況を改めて調査したところでは、弁当を注文する利用率、こちらのほうは総じて低いということもありますので、本市における弁当提供のニーズについても把握する必要があると考えております。

続きまして、(2)の放課後児童クラブの休所につきましては、誰がどのように判断するかということですが、これにつきましては、教育委員会のほうの放課後児童クラブ運営マニュアルに沿いまして、教育委員会が判断をしております。

この放課後児童クラブ運営マニュアルでは、児童の安全確保の観点から、台風・風水害等による休所判断のほか、地震・津波等による休所、インフルエンザ等の感染症による学級等の閉鎖の対応などが定められておりまして、原則、小学校が臨時休業となった場合、放課後児童クラブも休所となっております。

以上です。

○議長（木内欽市） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） それでは、3の(1)についてお答えいたします。

第3期総合戦略につきましては、今年度、来年度の2年かけて策定することとしており、今年度は、アンケートや意見交換会等を通じて市民や事業所からの意識調査を行い、来年度に、施策の内容や構成を検討する予定となっております。

そのため、現時点ではDXの取り組みをどのような形で総合戦略に位置づけるか定まってはおりませんが、先進地のデジタル技術活用事例であったり、旭市総合戦略推進委員会などの意見を参考にしながら、盛り込みたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 一般質問は途中ですが、午後１時まで休憩いたします。

休憩 午前１１時４７分

再開 午後 １時 ０分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、崎山華英議員の一般質問を行います。

崎山華英議員。

○６番（崎山華英） それぞれにご答弁ありがとうございました。

初めに、大きな項目１、男女共同参画計画について、もともとの計画が何を基につくられたのかをお尋ねしたところだったと思います。

ここで前段にはなりますけれども、世界経済フォーラムが毎年発表するジェンダーギャップ指数、性別による社会格差がどれくらいあるのか、ランキングにしているものがあります。日本は、2023年、146か国中125位、前年の116位から9ランクダウン。この125位という順位は2006年の公表開始以来最低ということで、例年以上に大変残念な結果に陥っています。これは日本の状況が悪化しているというよりも、他国のジェンダーギャップ是正が着実に進む中で日本はずっと横ばいのスコアであり、この20年変わらない国ということが過去の経過からも読み取れます。

そもそもなぜジェンダーギャップの是正が必要なのか。世代によって、社会的に機会の差が生じることは人権を侵害することであり、格差自体を是正するためであるのは大前提であります。それ以外にも経済の発展など様々な狙いがあります。何より、私が以前からお伝えしているのは、皆さんも恐らく関心の高い少子化対策のためにも、決して後回しにしてはいけない重要施策だということです。

ジェンダーギャップについて、日本は文化的にも男女に性差があるのは当たり前であるという意識であったり、そこまで重要視して優先度を高く行う必要がない施策だと思われがちなのですが、特に地方でジェンダーギャップをないがしろにするということは、現代の若い世代の生き方、働き方の多様な感覚に沿うことができず、地元を出ていくといった選択、地元に戻ってこないということにつながっていきます。

ジェンダーギャップの是正というのは、少子化や東京一極集中による地方の過疎化が叫ばれる現代の日本において、子育て支援よりも、もっと根本の部分で地方が優先的に推進すべきものだと考えております。

前提をお話したところで男女共同参画計画の話に戻りますが、当初本計画は、国・県の計画を勘案して、２次ではさらに１次の結果を踏まえてとのことでしたが、第３次計画策定に当たり、現在の第２次計画をそのままなぞるわけにはいかないと考えます。そこで、今年度は具体的にどのように第３次計画を策定していくのか、策定の流れについて再質問をお願いいたします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再質問に対し答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（江波戸政和） 第３次男女共同参画計画の策定につきましては、第１次及び第２次計画と同様に、昨年度に市民意識調査を実施しまして、今年度、策定委員会を設置しております。

７月には、策定委員会及び専門部会、推進懇話会でそれぞれ会議を実施し、県のアドバイザー派遣事業を利用しまして、男女共同参画の基礎知識及び国の計画等について、専門部会と推進懇話会合同で研修会を実施しております。８月は、専門部会職員及び関係課に施策についてのヒアリングを行ったところであります。

今後のスケジュールとしましては、ヒアリングの内容等を基に素案を作成し、策定委員会にて内容の見直しを行います。その後、推進懇話会及びパブリックコメントの実施によりまして、市民からもご意見をいただきながら、計画の原案を作成したいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○６番（崎山華英） ありがとうございます。

県のアドバイザーを入れていただいたりですとか合同研修会、市民の皆さんの声を聞きながら第３次計画をつくっていただくってことだったんですけども、今現在の第２次計画を見る限り、本当にこれは計画として意味のあるものになっているのかを疑問に思っております。

例えば、啓発という言葉がたくさん出てくるんですけども、啓発にしても、しっかりと意識の醸成につながるようなことができたのかが必要なのであって、例えば人権教室を年に何回やろうと、人権に対してはテーマが性差以外にもたくさんあるわけなので、もちろんどん

なテーマであっても必要ではあるんですけども、この男女共同参画計画上では、どんな内容が必要なのかまでを記載するべきだと思っております。

また、基本目標3に限っては、「男女が安全・安心に暮らせる社会づくり」と書かれていますが、頭に男女がついているだけで、内容としては、市民が安全・安心に暮らせる社会づくりと言い直しても大差がないような内容となっています。これが果たして男女共同参画計画と呼べるのか、私は思いません。それらしいこととか、それは確かに必要だよねということとはたくさん並んでいても、男女共同参画に直接つながらないような指標がとにかく多過ぎる点については、早急に見直しをお願いしたいと思っております。

もっと具体的に、女性だから機会を喪失しがちなこと、男性だから機会を喪失しがちなこと、性別にとらわれることによってどんな壁が起きているかということを洗い出し、それぞれの性別によって陥りやすい壁を取り除いてあげることが、本来の男女共同参画なのではないかということです。単純に男女の性別関係なく、何か取り組んでいますよということだけではこれまでとは何も変わりません。

そこで、先進地の一つとして、山形市の男女共同参画計画に当たる「いきいき山形男女共同参画プラン」というのを見ていただきたいのですが、基本目標の設定から目標達成のための各施策の一つひとつが具体的であり、旭市とは全く異なる計画設定であることが分かります。議員の皆さん、執行部の皆さんもお時間ある方は、旭市との違いに驚くと思いますので、ぜひ見てみてください。

ちなみに、山形市役所の男性職員の育休取得率は、令和4年度73%です。市長が進んで男性職員に、そしてまた上司に、育休を取るように働きかけるなど意識の違いが見られます。こういったことから、第3次計画については抜本的な計画の見直しが必要と考えているところですが、山形市のような先進自治体の計画を参考にしながら、いま一度計画の見直しをしていくことができないかお尋ねいたします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再々質問に対し答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（江波戸政和） 第3次計画の策定につきましては、第2次計画からの進展を図るために、市民意識調査の結果や国、県、また近隣他市の計画を勘案しながら進めているところであります。

先進自治体の計画の中で参考にできる取り組みなどあれば、関係課と協議しまして、第3次計画に取り入れられるか精査をしたいと考えます。また、現在の課題は何かを的確に見極め

まして、表現の仕方なども工夫して、よりよい計画づくりになるようにしていきたいと考えます。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） ありがとうございます。

恐らく 47 都道府県の中では、千葉県はかなり男女共同参画については遅れているほうだと思うので、近隣で見ているとあまり参考にならないと思いますので、ぜひそういう山形市のような事例とかを参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

続いて、本市における女性の就農・起業を促進する市の具体的な取り組みは、（２）のほうの質問の再質問に移ります。

女性に特化しては、特に取り組まれていることはないとのことでした。また、起業の面では多くの女性が新規参入しているということが分かりましたので、大変喜ばしいことではあります。また同年代の女性で農業に従事している、もしくは夫の実家が農業だという友人がかなりいるんですけれども、女性同士ではつながる機会が少なく、同じような立場同士が見えづらいのではないかということに気づきました。

経営者である男性同士のコミュニティというのは、例えば農協の野菜部会であったり、商工会であったら商工会の青年部であったり、男性はつながりやすくても、女性の場合にはそういった横の連携、特に若い世代の女性同士の連携となると、地域レベルではマイノリティのためにつながりづらいのが現状ではないでしょうか。

旭市の基幹産業である農業の魅力をさらに掘り起こし、盛り上げていくためにも、そこに従事する若年層の女性同士のつながりを強めていくことは、一つのキーポイントになるのではないかと考えています。

他市の例を挙げますと、銚子市では、昨年から、「次世代の銚子農業を担う農業女子のネットワークを！」と題して「農業女子スキルアップセミナー i n 銚子」をスタートさせています。こういった若い世代の女性を対象とした、技術や経営スキル向上のためのセミナーをはじめ横のつながり、連携を促進する取り組みが本市としてできないか、農業、商業両方の分野で再質問としてお尋ねいたします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） まず、農業分野のほうからお答えします。

現在、千葉県では、ちば県女性農業者ネットワーク、これ今、令和5年で会員数が219名ということでした。そういった組織があるのですが、農業女子マルシェの開催など活動を通して、千葉県農業の魅力発信や農業女子の活躍をPRしているということです。

また、千葉アグリウーマンイノベーション事業として、若手女性農業者の経営参画の促進や、リーダー講座への受講を促す女性リーダー育成事業などが行われています。

この事業の一環として、本年10月に、おひさまテラスで農業女子交流会を開催する予定で、市としましても、これらの事業を発信し協力していくことで、女性農業者の交流の場の創設やネットワークづくりを応援していきたいと考えております。

○議長（木内欽市） 商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） それでは、商工観光課より起業面に関してお答え申し上げます。

女性の方々に特化したものではありませんが、創業セミナーなどの起業支援、創業支援の場において、旭市商工会への加入であるとか、経営指導につながるような働きかけを行っております。

また、空き店舗活用事業では、そもそも商工会への加入そのものを要件にしております。商工会では、商工業者の経営支援や地域活性化のための様々な活動を行っておりまして、加入することで会員同士の情報共有、連携が図れるものと考えております。

そのほか、商工業者の交流、連携を図る場として、例年1月に地域振興交流会を実施しております。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） ありがとうございます。農業、商業両方の面でいろいろと考えていただいて、答弁のほうありがとうございました。

私、ちょっと、商工会青年部が女性も入れるということはこの前ヒアリングで初めて知りまして、何かもともと男性が多いところにちょっと女性が入っていく、入れるんだけど、入っていくというのはやっぱり勇気がいることなので、その女性へのフォローをちょっと大切にしていきたいなと思います。

何かを目指す、何かになろうと思ったときに、誰しもロールモデルが必要だと思っています。私も今ここに立ってられるのも、外にお手本としたいと思う女性がたくさん見つけられたからであって、今も引き続きに情報連携しながらつながってくださっているからでもあります。

本市においても、インスタグラムなどSNSでたくさん発信をしてくれている市内の農業女子、経営に携わる女性が、探してみると結構いらっしゃることが分かります。そういった方々を知る機会があると、これまで挑戦しようと思わなかった人の背中を押すことになります。この人に相談してみようかなともなると思います。

ロールモデルとなり得る女性を見える化すること、例えば広報で紹介するのもいいと思うんですけども、情報が市内に限定されてしまうということもあり、今現在、私とともに活動しているインターンの方からも意見がありまして、今、既に旭市公式インスタグラムで行っている「ハッシュタグ旭」のように、「ハッシュタグ旭農ガール」など統一したハッシュタグで発信してもらうように呼びかけてもらったり、それを旭市公式アカウントでリポストするという方法もよいと思いました。

女性が何か始めてみようというきっかけづくりのほか、女性同士の横のつながりを生むためにも、ロールモデルとなる女性の見える化について何か取り組みができないか、3回目の質問をさせていただきます。

○議長（木内欽市） 岐山華英議員の再々質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） 農水分野ということで。

農業分野で活躍する女性が注目されるということは、市の農業のイメージアップ、国全体の農業のイメージアップ、新規就農の確保につながるものだと私どものほうも考えております。先ほどSNSの話もありましたけれども、私も一応SNSやってしまして、その中で「農G I R L ・ 農 L I F」だとか、「農業をはじめ、J P」とか、何で農ガールのほうをフォローしてんだってちょっと変なふうに使われてもしようがないんですけども。

この辺を見ていると、いろいろ農業今大変な状況が続いている中で、このSNSから発信する農業者は非常に頑張って魅力的な農業を伝えていっている。そういったサイトであるなと思って、自分もこれ見ると励みになるなということでフォローして、なるべく「いいね」するようにしているんです。

そういったのも旭市はSNSやってあって、要はハッシュタグで「あったか！旭」というのをつけていただくとどんどん集まるように、リポストして旭市のホームページに集結するようになりますので、そういったのもどんどん発信していければと思います。

また、広報の話もありましたけれども、毎月15日号ですが活躍する人を紹介する「エール」というコーナーがありますけれども、その中で、市内で活躍する女性農業者についてもぜひ

紹介していければと思っております。

また、先ほど紹介しました千葉県の女性農業者ネットワーク、それから千葉アグリウーマンイノベーション事業。先ほど言った銚子のスキルアップセミナー、これは多分この事業の系列で海匠農業事務所がやっているんだと思いますけれども、その中でもSNSなどを活用した発信を行っています。

10月におひさまテラスで開催される農業女子交流会では、「農業女子から旭市農業の魅力発信を！」というテーマに、専門家による講演やワークショップなどを行う予定で、今後も千葉県と連携しながら、活躍する女性農業者を応援していきたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） それでは、商工観光課からご回答申し上げます。

市の移住・定住ポータルサイト「あったか！旭」におきまして、市の紹介であるとか各種支援情報を発信しているところなんです、その中で、もう議員ご承知だと思いますが、起業・創業支援情報そういったもの、創業者、就農者の声というのも紹介をしております。今後は、女性の活躍状況などの掲載についても、担当課のほうと協議、検討をしていきたいというふうに考えております。

先ほど農水産課長からもありましたけれども、そのほか市のホームページ、SNSといった発信媒体を活用した方法なども、商業サイドのほうも検討してまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） ありがとうございます。いろいろと前向きに検討いただくような答弁をいただけて大変うれしいです。ありがとうございます。

では、大きな項目1については以上で、次に行きたいと思います。

大きな項目2の放課後児童クラブについてです。

様々検討してくださっていることが分かりました。ありがとうございます。先ほど私のほうで例に出した成田市のほうですけれども、近隣である公設民営のほうではなくて、近隣ではなかなか例がなかった弁当のみを民間事業者に委託するという例で、私も報道ベースでしかちょっと情報のほう知らないんですけれども、弁当1個当たり、サイズによって530円から600円、クレジットカードの決済もできて、保護者が直接お弁当を注文して、配送のほうも事業者のほうでお願いできるということでした。

私個人的な意見としては、給食の無償化の前に、働く家庭へ向けて子どもと保護者への十分な支援というところを考えていただきたいと思っています。なので、夏休み中のお弁当は実施に向けて、ぜひ前向きに動いてほしいと思っています。とはいえ、利用率が少ないという答弁もございました。せっかくやったとしても、ニーズに対応し切れてなかったり、結局あっても使わないという方があっても仕方ないと思いますので、実際にどれぐらいの方に、利用者に求められているのか、いま一度きちんとした意識調査も必要だと思います。

これまで、毎年の児童クラブの利用者アンケートというのはやっていたと思うんですけども、そこに、長期休業期間中のお弁当についてどのように考えるか調査、アンケートを実施できないか。例えば価格はどこまで許せるのかとか、どんなお弁当ならいいのかなどの調査をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 放課後児童クラブでは、年に1度、利用児童の保護者に対して、運営内容などに対して利用者アンケートを実施しております。次回のアンケート調査におきましては、議員おっしゃるように、学校の長期休業中のお弁当提供、どのぐらいの金額であれば注文するとか、そういうところも含めまして調査したいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） 調査をやってくださるということで、ありがとうございます。

続いて、（2）のほうの質問に移ります。

クラブ休所の判断は誰が、どのような基準で行うのかという1回目の質問だったと思います。基本的には教育委員会のほうで判断するけれども、小学校の臨時休業の場合は、それに伴ってクラブは休所になってしまうということで、ご答弁いただいたと思うんですけども、今回この質問を入れた背景には、今年の5月10日に起こった市内の断水が主なきっかけとしてあります。断水については8月にも起こったわけなんですけれども、5月の断水が起きた地域は限定的であったものの、海上中学校隣の第2給食センターが断水の影響を受けたことにより、市内の半分のエリアの小・中学校の給食が2日間提供できなくなるなど、間接的に大きな影響が出ました。

給食がストップした地域のうち、1日目については、朝、断水が発生して急遽だったということもあり、全校統一して半日休校の対応を取ったところですが、翌日の2日目については、

引き続き給食の提供がないということ以外は、ほとんど全ての学校設備には問題がなかったことから、家庭からお弁当を持たせて1日授業とし、その後の放課後児童クラブの開所についても通常どおりとしたところがほとんどでした。

しかしながら、飯岡地区の中学校と小学校、3校については、2日目についてもお弁当なしの半日休校としたところで、それに伴う形で小学校については、ほかの学校とは違い2日連続で放課後児童クラブが休所となりました。入所児童の保護者からは、特にお子さんが低学年でほかのご家族の協力を得られなかった方で、仕事を急遽2日連続で調整しなくてはなくなり、そう簡単に休めるわけではない状況下で大変なご苦勞があったこと。ましてや、学校施設や児童クラブ施設自体には断水等の影響は何もなかったにもかかわらず、ほかの学校と違って2日目もクラブが休所になってしまったことに、大変な不満を抱くお声がありました。

断水のほかにも、台風や感染症などで様々急遽の決断をする機会は多く、それによって放課後児童クラブがお休みになるケースは多々あります。何より、子どもたちや教職員の安全を確保することが災害時において最優先ではありますが、働く保護者への配慮は生活に関わることになりますので、安全の次に重要視しなくてはいけないと考えます。

保育園から小学校に子どもが上がる上での働く親が感じる壁、小一の壁をなくしていくためにも、中でも特にひとり親のご家庭や、災害時に社会的要請が強い防災関係者や医療関係者といった、特に配慮が必要な子育て世帯に対して、できる限り子どもたちの預かり支援ができるような体制、判断基準を設けることができないかお尋ねいたします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 放課後児童クラブは、学校の校舎を利用して学校の下校後に子どもを預かるということで、朝から子どもを預かる就学前の保育事業とは異なりまして、学校の休校等その学校の判断に大きく影響を受ける状況にあるため、学校と教育委員会、放課後児童クラブの連携が不可欠であると考えております。

そのような中で、給食が提供できないなどの緊急事態時に、ひとり親家庭とか特に配慮が必要なご家庭に対してどのような配慮をすべきか、さらに学校と教育委員会、放課後児童クラブで連携を深めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） 分かりました。ぜひ、こういったことがなるべくないようにお願いしたい
と思います。よろしくお願いいたします。

今回も今年2回目の断水ということで、この数年の状況を見る限り珍しいことではなくなり
つつありますが、起こってしまった場合に、早期復旧以外にも、できる限り市民が日常生活
を継続できるように努力することが必要だと思います。放課後児童クラブは、保護者が、あ
れば便利だから利用したいという感覚で利用しているわけではなくて、保育所と同様でない
と困るから利用しているわけであって、それが翌日も給食が出ないという理由だけでお休み
になってしまうのは、もってのほかなわけです。

今回このような対応があったことを知り、何度か教育総務課のほうとはお話しさせていただ
いて、また一般質問でも取り上げて何度もしつこいなと思われるかもしれないんです
けれども、一部の保護者にとっては死活問題であったということをよく考えていただいて、
こういったことを配慮していただけるようにならなくては、いつまでも子育てしやすいまち
にはならないと思います。

では、大きな項目3のほうに移らせていただきたいと思います。

自治体DX（こども政策DX）についてです。

1回目、第3期総合戦略、DXがどのような位置づけになるのかということで質問をさせて
いただきまして、まだ詳細は未定とのことでした。DXを推進している自治体は既に多くあ
ると思うんですけれども、総合戦略や計画への位置づけが、その後の方向性を決める大変重
要な役割であると考えております。

中でも、先進地として先を行くつくば市を例に挙げると、旭市の総合戦略に当たるつくば市
未来構想・戦略プランで、DXに対するはっきりとした方向性が描かれているところでは
す。つくば市を参考にするにはかなり背景や条件も違ったりしますので、例えば、隣の銚子市に
おいては、銚子市DX推進計画を策定し、今年の4月から予算も立てて計画の執行を行って
いるようです。

新しい事業をするには、当たり前には計画が必要なんだと考えますが、本市ではDXを進める
に当たり、DX個別推進計画を策定する予定はあるのかお尋ねいたします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 現時点では、本市のDX推進計画を策定する予定はございませ
んが、市民の利便性と市役所の業務効率を向上させるためにも、デジタルを活用した取り組み

は積極的に進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） 今のところ予定はないということでご答弁いただきました。

既に、銚子市では、デジタル田園都市国家構想交付金を活用して窓口のオンライン予約の導入、保育業務のＩＣＴ導入など市民が確実に実感できるサービスを、今年度準備、スタートしていくところです。

本市においても、既にＤＸに対しては始まっている取り組みが幾つかある中で、恐らくあると思うんですけども、それらが特に計画がないままにばらばらに動いていては、正直どうなのかなという気持ちがかかります。ＤＸ推進のためには、はっきりとした計画の策定をぜひ検討いただきたいなと思っているところです。

ここからは、通告に書かれた本題とも言えるべき質問になると思うんですけども、特にデジタル化に抵抗感の少ない若い世代が関わる分野から、積極的にデジタル技術を取り入れてほしいですし、子育て支援に関するサービスについては、利用する方からＩＣＴ導入に対し積極的な声、要望が多く聞こえています。

そこで、３回目の質問として、子育て支援に関する業務に対していち早くＤＸを進めていけないか。また、今現在子育て世帯層に向けたＤＸの取り組み、どんなものがあるのか。また今後予定している取り組みがあるのかについてお尋ねいたします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再々質問に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 現在実施しているものについて、初めにお答えいたします。

現在は、国が発行しておりますマイナンバーカードを利用した電子申請、マイナポータルのお住まいの市区町村への手続「ぴったりサービス」から、保育所の入所手続や児童手当の現況届など、一部申請が可能となっております。

今後の取り組みといたしましては、他市町村の先進事例や国の支援策などその動向に注視いたしまして、子育て中の保護者や保育士などの負担軽減につながるものを研究しながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） ありがとうございます。

マイナンバーカードでのびったりサービス、ヒアリングの際にもご紹介いただいて、ちょっと私も知らなかったっていうのがあったんですけれども、やっぱりそれで申請できるのもあれば、一部は窓口へ行かないと、結局はもう窓口へ行ったほうが早いよみたいなことが起きてしまっていると思うので、できれば、全てがそれでオンラインで済むというのが理想だと思うんですけれども、まだまだアナログであることが本当にほとんどで、一層に力を入れていただきたいと思っております。

例を言うと、申請や、先ほども言ったような届出のほう、届出のたびだったりとか、毎年何度も同じ情報を手書きで書かなくてはいけなかったりだとか、住所氏名などの基本情報のほか、子どもの予防接種情報などがそうだと思うんですけれども、また、先週はこども家庭庁が、保育園に入所する際に自治体へ提出が必要となる就労証明書について、国が書式を統一する内容の改正省令案を公表したというニュースも入ってきており、今後就労証明書のオンライン化というのも始まってくると思いますので、それに向けて確実にスタートを切れるように、準備もお願いしたいところです。

また、さらに細かい部分でいうと、現在は各保育所ごとになっている病児保育や一時預かり保育の申請の一元化、オンライン化、手作り看板を職員の方が手でめくる形で表示しているハニカムの混雑状況をウェブ公開したりとか、あと保育所からの連絡を連絡アプリにするなど、市民の皆さんからも要望が多く上がっているところです。

こういうのは、結局、利用者の負担軽減以上に職員の業務負担の軽減、保育サービスの質の向上につながることでありますので、積極的に取り組んでいただきたいと思います。こども家庭庁のほうでもこども政策DX推進チームが立ち上がっていることから、旭市でも取り組みについて加速させていただきたい思いで今回質問をいたしました。

最後の質問として、今後さらに、子どもや子育て支援に関する業務のDXに積極的に取り組む考えはあるか、再度お聞きします。

○議長（木内欽市） 崎山華英の議員の4回目の質問に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） DXに取り組むことにより利便性の向上と効率化が図れるものについては、所管業務を精査いたしまして、子育てをする家庭の負担を少しでも軽減できるよう進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） ありがとうございます。

以上で私の一般質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございます。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の一般質問を終わります。

崎山華英議員は自席へお戻りください。

◇ 宮 内 保

○議長（木内欽市） 続いて、宮内保議員、ご登壇願います。

（13番 宮内 保 登壇）

○13番（宮内 保） 議席番号13番、宮内です。

令和5年第3回定例会において一般質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

今回、私は、3項目、4点について質問させていただきます。

まず1項目めは、特定外来生物の水草、ナガエツルノゲイトウ対策について質問をいたします。

7月22日の読売新聞の夕刊に最強・最悪の侵略的植物が日本列島侵略中、そして全国25都府県に拡大、稲作にも大きな影響が出ているという見出しで報道されました。

その内容でありますけれども、千葉県内の河川などで、最強・最悪の侵略的植物とも呼ばれる南米原産のナガエツルノゲイトウの繁茂が止まらず、農家らを悩ませていると。ちぎれ落ちた茎などからも再生するほど生命力は強く、水門などを詰まらせたり、田んぼの稲を倒したりするおそれがあるとのことで、県では、政府に駆除の方法の確立や財政支援を求めているようですが、旭市でも、水田地帯を流れる秋田川のあちこちにナガエツルノゲイトウが生い茂っており、茎は長さが50センチから100センチほどで、太さは約4ミリで、マット状に葉を広げていくため、川幅いっぱい水面が覆われているところもあるようです。

生態に詳しい滋賀県立琵琶湖博物館の中井特別研究員は、水陸両生で暑さや乾燥にも強く、茎が折れやすく、ちぎれた部分から、どんな場所であっても広がってしまうと説明しております。刈り取っても、地面に放置したり根が一部でも残っていれば、その場から再び繁茂するとのことです。手賀沼で駆除に取り組んでいる市民の会の担当者は、手作業では焼け石に水だと言っており、行政との連携が欠かせないと話しております。

そのような中でありますが、ナガエツルノゲイトウの現況と対策について、（1）番として、旭市のナガエツルノゲイトウの繁殖の状況と分布についてお伺いいたします。（2）番として、旭市における現在までのナガエツルノゲイトウの駆除の状況と今後の対策についてお伺

いいいたします。

続きまして、2項目めは、飯岡台地の風力発電事業についてお伺いいたします。

政府は、脱炭素の実現に向け、洋上風力発電を再生可能エネルギー普及の切り札と位置づけ、国土が限られる日本では、太陽光の拡大に限界があり、原発再起動の見通しも不透明な中で四方を囲む海に適地を確保できると見て、将来性に魅力を感じた企業が参入し、地方経済の活性化にもつながるとの期待をして、政府は、2040年に、原発約45基分に相当する、最大4,500万キロワットの洋上風力発電を導入する目標を掲げているようですが、そのような中、今年に入ってから、飯岡台地の陸上における風力発電の工事が始まっております。

飯岡風力発電所リプレース工事として、令和5年3月30日から令和6年11月30日までの工事のようではありますが、それでは、以前に風力発電事業を行っていた事業者と同じなのか、違う事業者なのか。また、今回の風力発電事業の規模については、以前の工事とは違って非常に大きなパイルを打ち込んで大規模な基礎工事が行われているようですが、風力発電の規模はどのくらいの規模で行われるのかお伺いいたします。

続いて3項目めは、部活動の地域移行について。

県のガイドラインに基づく、令和7年度末をめどとした段階的な部活動の地域移行について、現在までの進捗状況と課題についてお伺いいたします。

今年度から段階的に進められている公立中学校の部活動の地域移行に関し、いろいろな課題がある中、部活動は、スポーツや文化・芸術活動などを通じた学びの場として、子どもたちの健全育成に大きな役割を担う。その維持に向け、地域への移行を円滑に進める必要があるとのことで、部活動については、少子化に伴う部員減少により学校単位での運営が困難になりつつあるようで、また、深刻化する教員の長時間労働の温床にもなっているとの指摘もされております。

そのため、政府は、部活動を地域のスポーツクラブなどに委ねる取り組みを今年度からスタートしました。公立中学校の休日の部活動から実施して、将来的には平日の部活動にも広げる方針のようであります。このような中ではありますが、現在の旭市のクラブ活動の現状はどうなのか、団体スポーツの野球、バレーボール、サッカー、バスケットボールなど、また個人競技などの剣道や柔道などは少子化で大変のようではありますが、どのようにクラブ活動が行われているのかお伺いいたします。

以上、3項目、4点についてお伺いいたします。

なお、再質問は質問席で行いますので、分かりやすい簡潔なご答弁をお願いいたします。

○議長（木内欽市） 宮内保議員の一般質問に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） それでは、私のほうからは、1項目め、特定外来生物の水草ナガエツルノゲイトウの対策についての（１）（２）、次に、2項目めの、飯岡台地の風力発電事業について、事業者及び風力発電の規模についてお答えいたします。

1項目めの（１）市内での分布状況と繁殖状況についてでございますが、市内の主要な河川、水路等を調査しましたが、ナガエツルノゲイトウは秋田川やその他の農業用水路の一部で多く繁茂しており、新川の揚水機場の付近でも生育が確認されております。

次に、（２）の市内におけるナガエツルノゲイトウの駆除の状況と今後の対策についてでございます。一部の農業者により、河川に繁茂しているナガエツルノゲイトウの駆除を試みたようですが、すぐに繁茂してしまったと聞いております。

今後といたしましては、県、土地改良区等関係機関と連携し、対策を検討してまいりたいと思います。

次に、2項目め、飯岡台地の風力発電事業についての（１）まず、事業者及び風力発電の規模ということですが、現在飯岡台地で建て替え工事を実施している事業者は、以前と同じ事業者でございまして、今回の風力発電所の規模は、1基当たりの出力が2,300キロワットの風車を4基建設する計画であると伺っております。なお、以前は850キロワットの風車が5基設置されておりました。

また、今回の建て替え工事により設置される風車は、以前よりも大型で、羽根（ブレード）の先端の最高到達地点は119メートルになるということで伺っております。

以上です。

○議長（木内欽市） 教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 教育総務課から、3の部活動の地域移行についてお答えいたします。

（１）部活動の現状ですが、市内中学校では、運動系のクラブとして陸上競技、軟式野球、ソフトボール、ソフトテニス、サッカー、バレーボール、バスケットボール、体操競技、卓球、バドミントン、柔道、剣道が活動しております。

文化系としては、吹奏楽、美術、ボランティア、パソコン、総合学芸が活動しております。

少子化により1校ではチームが組めない状況というのが最近ありまして、今年度夏の支部大会では、ソフトボールのほうで一中と海上中が、軟式野球で飯岡中と海上中が合同チームで

参加をしている、そういった状況もございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 宮内保議員。

○13番（宮内 保） それでは、ナガエツルノゲイトウの分布と繁殖の状況について再質問します。

分布の状況と繁殖の状況は、ある程度分かりました。このナガエツルノゲイトウは南米原産の多年生の植物であり、その最大の特徴は繁殖力で、今各地で繁殖が確認されておりますが、特に春から夏にかけて繁殖がすごく、駆除が追いつかないほど事態は悪化しているようですが、印旛地域においては印旛沼をはじめ河川、水路、畦畔、そしてほ場の中に広く侵入してしまっている状況のようですが、旭市においては、繁殖と分布の状況についてどのように調査しているのかお伺いいたします。

○議長（木内欽市） 宮内保議員の再質問に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） 市内の主要な河川、農業用水路、ため池等になりますが、市の職員で目視による調査を行いました。

以上です。

○議長（木内欽市） 宮内保議員。

○13番（宮内 保） 目視で調査しているということで。

実は、私も、干潟土地改良区と大利根土地改良区から繁殖の状況についての写真を顶きました。これが秋田川の排水路なんですけれども、5月25日撮影で、約2か月ちょっとでこの排水路がもういっぱいになっていると。萬力地区のうちの排水路が、これは8月15日の繁殖状況なんですけれども、やはりもういっぱい。これは匝瑳市の共興線というやはり排水路なんですけれども、これも2か月たたないうちに水路を越えて農道まで、もうナガエツルノゲイトウが繁殖をしているということで、非常にやはり、先ほども言いましたけれども、繁殖力がすごいと。これ大きな写真なんですけれども、このように農道にも全面的に覆っているということで非常に繁殖力がすごくて。

実は、私、金曜日の台風13号ですか。それで、だいぶ茂原市のほうは380ミリということで大水が降って、河川などが氾濫してだいぶ被害が出ているようですけれども、旭市もだいぶ降りまして、当日午後2時頃でしたか、干潟土地改良区へ電話を入れまして状況はどうだということで聞きましたら、干潟土地改良区では降水量は170ミリということで、茂原市辺り

から比べると約半分以下ということ。

私もすぐ萬力のこの地区をちょっと見に行っただすけれども、大水が降った割には水位が下がって、このナガエツルノゲイトウが下のほうに、約半分ぐらいのところで沈んでいるというような状況で。午後3時頃、今度は大利根土地改良区へ電話を入れまして匝瑳市の共興線、この状況はどうなんだと聞いたんですけれども、やはり大利根土地改良区は8月の時期は用水路の水はもう止めて、水路には水がない状態でナガエツルノゲイトウが沈んだ状態になっているから、多少大水が降っても外へ流れるというあれはないということで、取りあえず一安心したんです。

もし、梅雨の時期に線状降水帯みたいなああいいう形で大水が降った場合は、もうほかの田んぼへ行ったり、畑へこのツルノゲイトウが行ったらもう手がつけられないような状況になるということで、非常に心配したんですけれども、どっちにしても、今回は秋である程度排水路の水を控えておりますから、その辺大丈夫だったのかなということでちょっと安心したんです。

そんなことで、今後とも十分、これからの時期はそんなには繁茂したりはしないでしょうけれども、やはり注意深く、目視でしようけれども、よく注意していただきたいと思います。

それでは、また再々質問します。ナガエツルノゲイトウという特定外来生物、この雑草については、農家の皆さんに対して旭市においてどのように指導、周知しているのか。

匝瑳市では、8月の広報紙で、ナガエツルノゲイトウの水田での駆除ということで、ナガエツルノゲイトウは非常に高い繁殖力、拡散力を持つ水草です。水田に多く発生すると、作物との競合による減収や収穫時にコンバインに詰まり、作業効率の低下をもたらすおそれがあります。駆除方法としては、発生が少ない場合は根元から取り除いて、多い場合は登録のある除草剤の散布をし、霜が降りてナガエツルノゲイトウが凍ると除草剤の効果が発揮できなくなるため、霜が降りる前に散布し、また除草剤を散布しても完全に枯死させることはできないため、地上部が枯れた後、残った株を根元から丁寧に取り除き、農業機械に付着した茎の断片の拡散を防止するため、発生が少ない水田から先に耕うんし、発生した水田での作業後はよく洗浄しようとの広報でありました。

このナガエツルノゲイトウに対する指導と周知を早急にすべきと考えます。旭市としてはどのように取り組むのかお伺いいたします。

○議長（木内欽市） 一般質問は途中ですが、2時5分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 2時 5分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、宮内保議員の一般質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） それでは、ナガエツルノゲイトウの関係で、農家の皆さんに対する指導と周知に対して市はどのようにということでお答えいたします。

ナガエツルノゲイトウは、水田に一度侵入すると根絶することは難しくなります。節がついていれば小さな断片からでも再生し、茎は水に浮きやすく、河川や水路の下流に流れ、流れ着いた場所でマット状の群落を形成し、分布域を拡大します。

乾燥にも強く陸地でも生育すると聞いております。

種子繁殖はしませんが、茎や葉のみで増殖するため、水田の取水口に網を設置するなど、水田に侵入させないようにすることが必要となります。

水田や畦畔に繁茂した場合は、草刈り機等で刈り払うことは拡散することにつながるため、除草剤を散布し、その後に根を根気強く駆除することが必要になってくると言われています。

このような情報を市のホームページへの掲載、それからLINEで発信しており、市の広報にも9月15日号で掲載する予定となっております。

海匠農業事務所では、JAちばみどりの協力で、ナガエツルノゲイトウの対策について掲載されたチラシを農協の広報誌9月号に差し込み、組合員に配布すると聞いております。

今後は、多面的機能支払交付金を活用している保全会などの団体に対しても、チラシなどにより周知をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 宮内保議員。

○13番（宮内 保） それでは、なるべく早く農家の皆さんに指導と周知のほう、よろしくお願ひしたいと思います。

先ほど、控室で遠藤議員といろいろ話をしていたんですけれども、実際もう田んぼには入っているということで、やはりコンバインに絡んで刈りづらくなってきているというような状況のようですので、やはり農家の皆さんに対して早く周知して、どれだけ怖い外来生物か植

物がよく指導していただきたいと思います。

それでは、(2)の旭市における現在までのナガエツルノゲイトウの駆除の状況と今後の対策について再質問いたします。

農林水産省、環境省、農業・食品産業技術総合研究機構のナガエツルノゲイトウ駆除マニュアルによる駆除に対する基本的な考え方によりますということで、先日、先ほど環境課長も持っていたんですけども、マニュアル、私も、干潟土地改良区か大利根土地改良区だったかどっちかでもらいまして、その中で3項目ほど、基本的な駆除のマニュアルということで。

まず1番目として、早期発見・早期駆除。手に負えなくなる前に対策をする。生長の初期、群落が小規模であれば簡単に対策を行うことができるということ。

2番目として、粘り強く対応し、複数の手段で根絶まで継続実施する。拡大力・再生力が非常に強く、僅かに生き残った個体や断片から再生する可能性があるため、密度が低下するまで、また密度が低下した後も、粘り強く対応する必要があるということであります。

3番目として、周囲への拡散を防止するため、農業水利施設は水路を介して下流域や農地とつながっていることから、被害を拡大させないために適切な対策を行うとともに、水系として管理する視点も必要とのことであります。

それでは、このようなナガエツルノゲイトウ駆除マニュアルによる駆除に対する基本的な考え方でありますけれども、これを誰がどのように駆除を実施するのかお伺いいたします。

○議長（木内欽市） 宮内保議員の再質問に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） この件につきましては、ナガエツルノゲイトウの繁殖が確認されている河川や農業用水路等の管理者であります、県や土地改良区等と連携を図って進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 宮内保議員。

○13番（宮内 保） 連携をよく図って、早めに駆除をしていただきたいと思います。

それでは、駆除の準備としての注意点といいたしでしょうか、それについて再々質問をいたします。

ナガエツルノゲイトウは外来生物法により特定外来生物に指定されており、拡散を防ぐために、栽培、保管、運搬、譲渡、放出が禁止されております。また、再生力が高いため、駆除の際にまだ生きている個体を運搬すると拡散させてしまう可能性があり、法律上適切な手続

きを取った上で注意深く駆除を行うと。

地方公共団体等による計画的・定期的な駆除の場合は、外来生物法に基づく防除の確認、認定の手続きを取り、地域住民やボランティアなどによる小規模な場合は、いつどこで誰が行うのか、インターネットや広報紙、回覧板等により事前に告知をして、駆除したものは乾かして袋に密閉するなど、断片がこぼれ落ちないように対策をして行えば、処分するために生きたままごみの焼却施設などに運ぶことが可能となり、各地区で行っている多面的機能支払交付金の活動組織はこれに該当するようであります。

このような状況で、クリーンセンターで焼却処理できるものなのか、また非常に複雑な手続きもあり大変な作業であり、今後はやはり予算立てとともに対策会議なども開催すべきと考えます。市としてどのようにお考えなのか伺います。

○議長（木内欽市） 宮内保議員の再々質問に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） 東総地区広域市町村圏事務組合に確認しましたところ、除去したナガエツルノゲイトウを袋に入れ密閉するなど、茎や葉がこぼれ落ちないように対策をしていたのであれば、東総地区クリーンセンターでの焼却処理は可能とのことです。

あと、対策会議などの開催につきましては、非常に広域的な問題でもありますので、近隣市や関係機関と情報を共有しまして、進め方を協議していきたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 宮内保議員。

○13番（宮内 保） 予算立てのほうが入っていないのでちょっと寂しいんですけれども、どうか予算立てのほうもぜひよろしくお願いします。それは、また市長のほうにもお願いしますので、どうか市長、よろしくお願いします。

それでは、ナガエツルノゲイトウの最後の質問であります。やはり8月26日土曜日の読売新聞に、県は外来水草駆除への本腰という見出しで新聞報道がありました。県内の河川や農業用水路で、南米原産の水生植物ナガエツルノゲイトウの繁茂が止まらないということを受け、県は9月の県議会に提出する、今年度一般会計補正予算に駆除費などの約1億円を盛り込む方針を固めた。そして、行政と現場の連携を深めるため、県内全域で繁茂の実態も調査するとのことで、対策に本腰を入れるとのことであります。

そのほかにも、7月29日に干潟土地改良区が匝瑳市で、春海・椿海・豊和地区の環境保全会で、難防除雑草ナガエツルノゲイトウについてということで研修会を開催いたしました。

このように、県も土地改良区も危機感を持って取り組んでいるようであります。

そこで、米本市長、農業経験が豊富で農業を一番よく理解している米本市長に、今回のナガエツルノゲイトウに対する市長としての取り組みなどご意見をお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 宮内保議員の4回目の質問に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎） 先ほどからの宮内議員の質問にありましており、ナガエツルノゲイトウは拡大力・再生力が非常に強く、根も含めて小さな断片でも再生し、流れ着いた場所でマット状の群落を形成するため、水路を閉塞し、排水の障害になるばかりか、排水機場などのスクリーン周辺にとどまり、目詰まりを起こすようでございます。

また、水に浮き、流されやすい水草で水田にも入りやすく、さらに乾燥にも強いので、水田のあぜや畑地などでも生息でき、一度侵入されると駆除することが非常に難しいと聞いております。

市のホームページ、広報紙等を活用し、広く市民に周知を進めることで、市内に新たな繁茂箇所が発生しないように、早期発見に努めてまいりたいと思います。

また、繁茂している箇所につきましては、議員の質問の中にごございましたように、国、県、近隣市及び土地改良区と連携し、補助事業の活用や防除、駆除について対策方法をよく検討して除去することにより、定着を防ぐように努めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 宮内保議員。

○13番（宮内 保） 米本市長、ありがとうございました。

ちょっとこれ私の個人的な意見なんですけれども、予算立てをすればとかそういうのはなかったんですけれども、この対策が遅れた場合どのようなことになるのか。市長もよくご存じのジャンボタニシ、あれなんかも今農家の人は非常に困って、ジャンボタニシに対する経費は莫大な金額であります。相当な被害が出た、あのジャンボタニシも、私は早急に早めに対策をしたならば、こんなに農家に対して被害が出なかったと思いますので、どうかこのナガエツルノゲイトウに対しても、旭市だけの問題ではないと思いますけれども、早急に予算立てをして、早めに対策を取っていただきたいと思いますので、どうかその辺よろしくお願いいたします。

それでは、次の再質問をいたします。風力発電事業について再質問します。

規模についてはよく分かりました。前回、以前は850キロワットで、それが5基で、今回は

2,300 キロワットが4基ということで、大体ですけれども、約3倍ぐらいの規模であるということ、よく分かりました。

それでは、以前と同じ場所に5基の風力発電風車がありました。2019年の台風15号で、そのうちの1基の3枚ある羽根の1枚が折れ、近くの畑に落ちました。幸いにも近くを通る道ではなく大きな事故にならないで済みました。この事故は、羽根の腐食が進んで強風によって折れて落下したものなのか、それとも台風15号の強風によって折れたものなのか、この事故の原因は何であったか、この事故の検証は行われたのか、また、市に対して事故報告はあったのかお伺いいたします。

○議長（木内欽市） 宮内保議員の再質問に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） 令和元年度の台風15号による風車への被害について、市では報告を受けておりませんが、風車の建設の認可をしている国のほうへは報告を行っているとのことでした。

被害の状況と原因について事業所に確認いたしましたところ、風車の羽根（ブレード）の一部が台風の強風により、風向、風速の急激な変化を受け破損したとのことであると聞いております。

以上です。

○議長（木内欽市） 宮内保議員。

○13番（宮内 保） ありがとうございます。原因についてもある程度分かりました。ありがとうございます。

それでは、風力発電事業の再々質問をいたします。

最近の風車はどのような設備があるかよく分かりませんですけれども、以前の風車では、電波障害によってテレビなどの画面の映りが悪くなったり、風車の近くの畑では、風車の羽根が空気や風を切る音で耳鳴りがしているような感じがしたり、特別大きな騒音ではないんですけれども、長い間その音を聞いたりしているとちょっと不安になるようです。

このように、以前あった風車ではいろいろと問題があったようですが、そこで今回の風力発電事業の安全対策はどうであるのかお伺いいたします。

○議長（木内欽市） 宮内保議員の再々質問に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） この件につきましても事業者側のほうに確認いたしましたところ、前

回の風車の設置状況や現地での調査等により、電波障害については発生しないという見解でございました。なお、電波障害が生じた場合には事業者側で対応するということを聞いております。

また、騒音については、風車が大型になりますが、羽根の先端が通過する位置がほとんど変わらないため、同じくらいであるとの回答でございました。

以上です。

○議長（木内欽市） 宮内保議員。

○13番（宮内 保） ありがとうございます。

電波障害のほうは何とかなるけれども、騒音のほうはやはり以前と同じということで、私も近くに畑があるもんですから、その辺で仕事をしていますと、最初はひどかったんですけども、だいたい半年、1年するとそういうのを全然感じなくなるわけですよ。ですから、どうなんでしょうかね。そういうものはすぐ慣れてしまうものなんですかね。人体にあんまり影響がなければいいのかなと思いますけれども、その辺もまた環境課のほう、よろしく願いいたします。

それでは、風力発電事業の最後の質問をいたします。

銚子沖の洋上風力発電は、発電容量が約 39 万キロワットで、高さが 250 メートルで、巨大な風車が 31 基建設されるようですが、市が実質的に受け取る固定資産税は 20 年間で 45 億円と見られております。そのような中ですが、現在の飯岡台地での風力発電事業での固定資産税の税収はどのくらいの金額なのか。規模は小さくてちょっと比較にはならないんですけども、また風力発電での税収は交付税が減額になると聞いております。その辺どうなのか伺いいたします。

○議長（木内欽市） 宮内保議員の4回目の質問に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） 風車の固定資産税額についてお答えすることは、申し訳ないですけども、できませんが、風車の規模が大きくなることにより、固定資産税額が増えることが予想されます。これに伴い、その固定資産税額の75%が普通交付税から減となります。

以上です。

○議長（木内欽市） 宮内保議員。

○13番（宮内 保） 交付税が75%カットということで、少しでも固定資産税税収が増えればまたいいんですけども。

そこで市長に、ちょっと通告にはないんですけれども、昨年の何月だったかちょっと忘れてしまったんですけれども、全国洋上風力発電市町村連絡協議会設立総会というのに市長が出ております。旭市も、要するに洋上風力発電が一部かかるということで。こういう席で市長、ぜひ、これは全国的な組織でありますので、国にこういう固定資産税を 75%もカットされては、やはり市としては税収は少しでも多くあればいいわけなんですけれども、交付税 75%カットされたんでは何のためにね。

これから洋上風力発電も進むと思いますけれども、洋上風力発電は私はどうだか分からないんですけれども、カットされるというのはやっぱり問題があると思いますので、ぜひ、全国的な協議会でよく皆さんに意見を言って、国によく要望して、こういうことがないように、市長、この辺をよくお願いしたいと思います。これはいいですから、別に。

それでは、次の部活動の地域移行について再質問をいたします。

部活動の状況については、よく分かりました。地域移行についてはなかなか難しいようです。

国や県の方針に基づいて、その方針に準じて準備を進めているようでありますが、いろいろと準備を進める中でありますが、市内全教職員を対象とした部活動の地域移行に関するアンケートの実施や、そのほかにも地域部活動準備会として教育委員会と校長会とで、令和5年度に設立予定の旭市地域部活動協議会の在り方等について協議をしているようでありますが、そのアンケートの内容や旭市地域部活動協議会での協議は、どのような内容や課題について協議されてきたのかお伺いいたします。

○議長（木内欽市） 宮内保護議員の再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 教職員を対象に、令和5年1月に地域部活動の在り方に関するアンケート調査を行いました。

回答の概要としましては、休日を中心に部活動を地域の団体やスポーツクラブ等が担うことについて、「大いに期待する」「どちらかといえば期待する」に多くの回答がございました。

一方で、教職員が指導者を兼ねることができる兼職兼業を希望するかにつきましては、「希望する」と回答した教職員がおおむね 15%程度でありました。

部活動の地域移行につきましては、今後設立する協議会で検討していくこととなりますが、今現在、課題として挙げられているのが、地域の受入れ団体、指導者の確保、指導者への報酬などの仕組みの構築、教職員の兼職・兼業の仕組みの構築、活動の維持運営に必要な費用とその負担、活動場所などが課題として挙げられております。

以上です。

○議長（木内欽市） 宮内保議員。

○13番（宮内 保） ありがとうございます。

教育総務課長、これは面談でも言わなかったんですけども、こういったアンケートというのは公表できるものなんですか。ある程度公表できるものであったら、公表していただきたいなと思います。

それでは、再々質問をいたします。

部活動の地域移行については、解決すべき課題は多いようで、具体的には、受皿となる適切な民間団体や外部指導者をどう確保するのか、また部活動中の事故について誰が責任を持つのか、民間に指導を依頼する場合の謝礼と負担の在り方など。

また、移行になった場合には、現在よりも会費などの家計負担が重くなると見られております。困窮世帯の生徒が参加できないことも考えられます。会費などの支援はどうなるのか、改めて解決すべき課題は多いようですが、市としては、今後どのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

○議長（木内欽市） 宮内保議員の再々質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 部活動の地域移行に関するガイドラインや県の方針等を基に、4月に部活動地域移行協議会の準備会を開催しまして、市内中学校の部活動の現状などについて関係課と協議をしております。

さらに7月には、旭市スポーツ協会のほか、旭市スポーツ少年団、旭市スポーツ推進員協議会、NPO法人、それと旭市文化協会にご参加をいただき、第1回旭市部活動地域移行準備連絡会を開催し、それぞれの地域団体に部活動の地域移行の経緯を説明し、協力をお願いしたところでございます。

また、保護者向けには、部活動地域移行に向けた取り組みに関する文書やリーフレットを發出しまして、理解、協力をお願いしております。

部活動の地域移行につきましては、先ほども申し上げましたが、多岐にわたる課題が考えられていることから、国、県の動向やスケジュールなどを参考として、本市の実情に合った移行となるように取り組んでまいります。

○議長（木内欽市） 宮内保議員。

○13番（宮内 保） ありがとうございました。

いろんな問題があると思いますけれども、実は私、若い頃、スポーツ少年団の野球部の監督を 10 年ちょっとやりました。私も仕事をしながら、土日、祭日、春休み、夏休み、子どもと一緒に野球をやりました。やはり大変でした。自分の家庭サービスはおろそかになりますしですね。一般の人に指導者を願うということは、やはり大変なことでありますので、どうかその辺をよく検討していただきまして、進めていっていただきたいと思います。

今答弁にもありましたように、旭市の実情に合った部活動の地域移行になるように取り組んでいっていただきたいと思います。答弁はいいですけども、今後ともよろしく願いいたします。ありがとうございました。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（木内欽市） 宮内保議員の一般質問を終わります。

宮内保議員は自席へお戻りください。

◇ 永 井 孝 佳

○議長（木内欽市） 続いて、永井孝佳議員、ご登壇願います。

（7 番 永井孝佳 登壇）

○7 番（永井孝佳） 議席番号 7 番、永井孝佳です。

一般質問の機会をいただき、ありがとうございます。

では、本日は 4 項目、5 点について質問させていただきます。

1 番目は、越境した竹木の切取りについてです。

市民から、隣の空き地から竹とか木がはみ出て、それが屋根を押してしまっているという相談を受けました。このような相談があった場合は、どのような対処をしていただけるのかをまずお伺いしたいと思います。

続きまして、2 番目ですけども、上水道の安定供給についてです。

（1）8 月 21 日の飯岡地区の漏水についてですけども、既に書面で報告をいただいておりますけれども、改めて経緯の報告をお願いいたします。

（2）番といたしましては、水道管の更新計画についてです。5 月 10 日にも海上地区で漏水が発生しましたし、2019 年 3 月、2022 年 2 月にも東総広域水道企業団の管轄で漏水が発生いたしました。この 5 年の間に 4 件断水がありましたけれども、これの原因が老朽化ということも聞いております。これから老朽化する管がもっと増えますので漏水も増えるのではないかと心配しておりますけれども、そこで、耐用年数を超えた水道管の今現在の割合と、今

後の推移をお伺いしたいと思います。

続きまして、3番目は、七夕市民まつりの交通規制についてです。

8月6日、7日の事前の周知では、18時から22時まで交通規制の時間だったんですけども、実際には22時よりもっと前に交通規制が解除されたり、8月7日は5時半ぐらいから交通規制が始まったりしました。何で交通規制の時間に変更になったか、この辺のいきさつをお伺いしたいと思います。

4番目、福島第一原発の処理水放出についてお伺いいたします。

当市でも水産物がありますので他人事ではないです。そこで、処理水放出に対する市の見解をお伺いしたいと思います。

以上、4項目、5点についてご回答をお願いします。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の一般質問に対し答弁を求めます。

市長、ご登壇願います。

（市長 米本弥一郎 登壇）

○市長（米本弥一郎） 私からは、質問内容4、福島第一原発の処理水放出について、（1）処理水の海洋放出による風評被害について、漁業者等への影響が想定されるが、市の見解を伺うにお答え申し上げます。

処理水の海洋放出につきましては、専門家による科学的根拠に基づく報告書を踏まえ、政府が判断したものと思います。

岸田総理は、廃炉及びALPS処理水の放出を安全に完遂すること、また、処理水の処分に伴う風評被害や生業継続に対する不安に対処すべく、たとえ今後数十年の長期にわたろうとも、処分が完了するまで、政府として責任を持って取り組む、漁業者に寄り添い、必要な対策を取り続けることに全責任を持って対応すると発言しています。

市といたしましては、今後、国に対し、処理水の安全確保はもちろん、科学的根拠に基づいた漁業関係者などへの正確で分かりやすい丁寧な説明、風評被害への適切な対応や支援について、政府の責任で確実に実施していただきたいと考えております。

○議長（木内欽市） 環境課長。

○環境課長（高根浩司） 私のほうからは、1項目め、越境した竹木の切取りについての（1）市民から相談があった場合、今現在の対応についてお答えいたします。

隣の空き地から境界を越えて伸びてきた枝等により、迷惑を被っている方から相談があったときに、その方が隣地の所有者が分からない場合、または分かっているにもかかわらず事情があつて言え

ない場合等は、市でその土地の所有者を調べ、枝の伐採等適正な管理を行うようお願いの文書を送付しているところです。

以上です。

○議長（木内欽市） 上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） それでは、上下水道課からは、2の上水道の安定供給について、まず、（1）の8月21日に発生した漏水事故につきましての経緯でございます。

政務報告のほうでも報告させていただきましたが、8月21日に発生した飯岡地域の漏水事故について報告させていただきます。

場所は、横根地先、J Aちばみどり飯岡支店東側の市道で、午後4時30分に第1報を受け、確認したところ、口径300ミリメートルの配水管に設けられた消火栓からの漏水と判明いたしました。

漏水量が多く、既に現場でも赤水の発生が確認できたため、午後6時25分に漏水発生と赤水対応について、防災行政無線、旭市公式LINE及び旭市ホームページにより注意喚起を行いました。

市民生活への影響を考慮し、復旧工事のための断水を午後10時と決定し、午後8時25分及び9時に、防災行政無線、旭市公式LINE及び市ホームページにて周知を行いました。

断水のため、午後10時より、旧飯岡支所北側駐車場で給水車2台による臨時給水を開始しました。

作業完了の見通しが立ったことから、午前2時35分に、市ホームページ及びLINE等の市SNSで、給水再開見込みの周知を行いました。

続いて、午前3時30分に、同じく市ホームページ及びLINE等の市SNSで、給水再開の周知を行いました。どちらも深夜のため防災行政無線の放送は行いませんでした。

午前6時に、防災行政無線による給水再開の周知を行い、給水車による臨時給水も終了いたしました。

経緯と情報発信については以上でございます。

続きまして、（2）の水道管の更新計画について、今後の予定についてですが、その耐用年数を超えた水道管の割合と今後の推移について回答いたします。

令和4年度での法定耐用年数を超えた水道管は15.3%でございます。

その後の推移ですが、5年後の令和9年度には53.7%、10年後の令和14年度では63.1%となります。

旭市水道事業ビジョンでは、厚生労働省が公表している実使用年数に基づく更新基準の設定例から、水道管のうち、強度に優れるダクトイル鋳鉄管の耐用年数を法定耐用年数の1.5倍の60年と見込んでおります。

実使用年数に基づく耐用年数を超える水道管は、5年後の令和9年度では29.4%、10年後の令和14年度では35.5%となります。

以上です。

○議長（木内欽市） 商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） 商工観光課からは、3項目め、七夕市民まつりの交通規制についてお答えいたします。

交通規制時間に変更になったいきさつはとのご質問でございます。

交通規制の時間につきましては、広報あさひや七夕市民まつり実行委員会が発行した新聞折り込みチラシ、防災行政無線を通じて、8月6日、7日の両日、午後6時から午後10時までのご案内をまいりました。

しかし、当日は、旭警察署の判断により、6日の日曜日は午後5時50分頃、交通規制を開始し、午後9時30分頃に規制を解除しました。翌7日月曜日は午後5時30分頃、交通規制を開始し、午後9時15分頃、規制のほうを解除いたしました。

規制時間に変更になった理由につきまして、旭警察署に伺ったところ、6日につきましては、会場周辺の道路の混雑状況を見て判断し、7日は、前日6日の混雑状況から、あらかじめ規制を早める準備を進め、実際の混雑状況を確認した上で早めの規制開始の判断に至ったとのことでございます。

規制解除につきましては、各イベントの終了、片づけの状況を確認しての判断とのことでございます。いずれも、規制エリアの安全を第一に考えての実施というふうに伺っております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 一般質問は途中ですが、3時まで休憩いたします。

休憩 午後 2時46分

再開 午後 3時 0分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、永井孝佳議員の一般質問を行います。

永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） では、再質問させていただきます。

市では、そういう相談があった場合は、文書を送るところまでしかできないということだと思うんですけども、2021年に民法第233条が改正されたと知りました。この民法第233条、この越境した竹木について書かれているんですけども、2023年4月から施行されたということなんですけれども、これの変更された改正内容をお伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再質問に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） 民法が改正される前までは、越境された土地の所有者は、自分で切り取ることができず、その竹木の所有者に切ってもらうか、訴訟を起こして切除を命ずる判決を得て、強制執行の手続きを取る必要がありました。

改正された民法の施行により、令和5年4月1日からは、越境された土地の所有者は、竹木の所有者に枝を切除させることができるという原則を維持しつつ、枝を自ら切り取ることができることとなりました。

ただし、条件として三つございます。一つ目として、竹木の所有者に越境して枝を切除するように催告したが、竹木の所有者が相当の期間内に切除しないとき。二つ目としては、竹木の所有者を知ることができず、またはその所在を知ることができないとき。三つ目といたしましては、急迫の事情があるとき。この三つのいずれかの要件に当てはまる場合でございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 今までは裁判を経て、裁判に勝って強制執行の手続きを取らなければ勝手に切ることはできなかったんですけども、これからは要件を満たせば自分で切ることができるということですけども、実際にこの民法改正を受けて、どのような流れでこういう自ら切ることができるのか、具体的な手続きを教えてください。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再々質問に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） それでは、一つモデルケースとしてお答えしたいと思います。

まず、竹木の所有者に枝を切除するように催告しても、相当の期間内に切除してもらえない

場合についてお答えします。

その場合の対応としましては、越境している竹木は、その所有者に切除させることができるという原則がありますので、まず、隣地の竹木の所有者及びその所在を調べ、その所有者宛てに、越境された土地の所有者本人が催告書を送付いたします。

催告書には、一例ですが、越境している竹木の現状、その竹木により受けている被害の内容、その竹木の一定の期限までの切除の依頼、及び期間までに対応してもらえないときは、民法第233条の規定により、越境された土地の所有者ご自身が切除する旨を記載します。

期限につきましては、催告書を発送してから、基本的には2週間程度必要とのことでございます。その後、相手からの対応がない場合は、民法第233条の規定により、越境された土地の所有者が枝を切ることができます。

以上です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 本人が催告書を送って、2週間以上対応がなかった場合は自ら切っていいことだと思うんですけども、この催告書なんですけれども、素人にはどういった内容の文書を送ればいいのかも分かりませんし、さらに、隣の土地の所有者の個人情報というのは市が教えてはくれないというのをお聞きしました。ということで、法務局で登記簿謄本を取る必要があるんだと思います。

あと、伐採にかかった費用とか、越境した竹木によって壊された住宅の損害などもあるんですけども、ちょっとこれらについて4点ほど聞きたいんです。

まず1点目として、催告書のひな形を市が用意できないか。2点目、本人が出すとなっているんですけども、催告書を市で土地の所有者に送れないか。本人名義では出すんですけども、その送付のお手伝いを市ができないかということです。3点目、伐採にかかった費用は誰が負担するのか。4点目、伸びた竹木で住宅に損害があった場合はどのような対応が考えられるか。この4点についてお伺いいたします。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の4回目の質問に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） まず一つ目ですが、催告書のひな形ですか、それを用意できないかのご質問です。催告書のひな形ですが、今後、調査研究し、検討してまいりたいというふうに考えております。

二つ目として、市が催告書を発送することができないか。これにつきましては、催告書につ

きましては、被害を受けている土地の所有者ご本人が出すことになっておりますので、市から発送するというのは難しいと考えます。

3番目ですが、切り取った費用ですけれども、これも越境された土地の所有者が自ら枝等を切り取った場合の費用、これらは基本的にはその竹木の所有者に請求できると考えられます。

4番目ですが、その被害があった場合ですか、こういうときですとなかなか判断が難しいと思います。そういった意味で、ご自身で判断することが難しい場合ですか、それもあると思いますので、その場合は、市で月2回行っている無料法律相談、これらを利用していただきまして専門家にご相談いただき、専門家の意見を参考にさせていただければと思います。

以上です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 市で2回無料相談があるのは知っていたので、勧めてみたいと思うんですけれども、今回の相談していただいたケースですと、年配の方で、ちょっと市役所に来るのも法務局に行くのも大変という方なんですね。ましてや訴訟となると、とても敷居が高いんです。しかし実際には自分の家が隣の木とか竹によって壊されていて、もう住めないみたいな感じで泣き寝入りしている状態になっておりますので、民民の問題ですけれども、市民のためにできることがございましたらご支援をお願いしたいと思います。

次に行きたいと思います。大きい2番、水道の安定供給のほうですね。

午後8時25分と9時に、22時から断水開始のアナウンスが防災無線と、LINEとかメールで送られたということでした。私が相談をいただいたのは、市外にいた市民から、防災無線が分からなかったと。家に着いて、シャワーを浴びたら水が出なかったというケースがあったんですけれども、市外にいる方が断水を知る方法は、どういうものがあるかをお伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再質問に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 漏水発生時に、市外または仕事等で防災行政無線の聞こえない場所にいらっしゃる方への情報提供については、防災行政無線との連携により同時配信が可能な旭市公式LINE、防災あさひメール、Xを用いた旭市防災情報などがございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） そうですね、ツイッターがXに変わったんですね。LINEとかメールと

かXで、市外にいる方も知れるということでございました。

通知があるタイプじゃないと気づけないと思いますので、こういうSNSとかになると思うんですけれども、まだ、LINEとか登録されている方が十分ではないと思うんですね。ただ、これからこういうインフラの情報とか災害の情報をぜひ知っていただきたいので、多くの方に登録していただきたいと思っております。

市が登録を増やすために、何かやっている方策がありましたら教えてください。もしくは、これからやっていく予定があればそれも教えてください。よろしくお願いします。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再々質問に対し答弁を求めます。

秘書広報課長。

○秘書広報課長（椎名 実） LINE等の登録を増やすための取り組みということで、秘書広報課よりお答え申し上げます。

市が運用している情報発信ツールについては、広報や市ホームページでお知らせをしておりますが、LINEや防災メールのように、情報を受け取るために登録が必要なツールもあり、これらを有効活用していくために、多くの市民に利用登録をしていただくことが重要であると考えております。

利用登録の促進に当たっては、これまでに広報や市ホームページへの掲載、区や自治会、小・中学校などを通じた周知、本庁舎にある情報案内表示（デジタルサイネージ）、あとは各課の窓口での案内などを行っております。

今後も、市民の認知度を高め、登録者を増やしていけるように、市民が集まる会議、それからイベント、こういったところでお知らせをするなどして、様々な機会を通じて積極的な周知に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） こういう広報を広めるために、認知度を高める努力をたくさんされていると思いますけれども、何かこういうLINEとかにアドバンテージというか、何かお得な情報、これを入れると何か得なんだよというのなんかを増やしていただけると、もっと増えるのではないかなと思います。

では、4回目の質問なんですけれども、午前3時に給水再開がされたんですけれども、2時35分に給水再開見込みの情報発信をSNSとか、LINEとかで上げておられます。市民から、再開のめどをもっと早く教えてもらえないかと意見をいただきました。だいたいいい

んですけれども、断水の情報と一緒に、1日ぐらいかなとか、これ1週間かかるかなとか、そういう断水の期間をお知らせしていただくことはできないかをお伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の4回目の質問に答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 今回の漏水修繕に伴う断水の開始時刻に関しましては、断水までの間に各家庭での十分な準備ができますように、事前の周知を行いました。

一方、復旧見込みに関しては、水道管が地下に埋設しているという構造上、実際に掘り上げて状況を確認した後でなければ判断することが困難です。

今回の漏水についても、掘削して消火栓の状況を確認し、工事の進捗を見ながら復旧見込みの情報発信を行いました。

今後は、復旧工事の進捗見込みをより早い段階で判断し、情報発信ができるよう努めてまいります。

以上です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 上下水道課には最善を尽くしていただいたんだと思います。

まず、市民にはLINEやメールを登録していただきたいと思います。現場からはなるべく早めの情報発信を行っていただき、不安の解消につなげていただきたいと思います。

続きまして、（2）番のほうです。

耐用年数の推移を教えてもらったんですけれども、耐用年数は、塩ビ管などは40年で、铸铁管というのが60年ということで、素材によって耐用年数が違うというのを教えていただきました。

これから耐用年数を超えた水道管が増えていくんですけれども、6月の一般質問で井田議員からもありましたけれども、耐震化率が全国的に見て低いように感じます。近隣の団体と比較した場合はどういう状況になっているか、またそれに対するご見解をお伺いいたします。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再質問に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 水道管の耐震化率については、公表されている数値が令和3年度決算までですので、令和3年度の数値で比較させていただきます。

本市の耐震化率4.4%に対して県平均が27.0%、近隣の銚子市では18.1%、香取市では21.9%となっております。

本市の水道事業開始が昭和 56 年であり、銚子市は昭和 13 年、香取市は昭和 27 年と、他市に比べ事業開始が遅く、更新時期を迎えていない水道管が多いことから低い数値となっております。

管路の更新事業については、旭市水道事業ビジョン及び旭市水道施設耐震化計画に基づき、順次布設替えを進めることにより耐震化率の向上を図ってまいります。

以上です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7 番（永井孝佳） やはり旭市は低いんですけれども、これから徐々に更新していくということだと思います。

断水とかになって初めてこのインフラの大切さというか、蛇口をひねるときれいな水が出るありがたみに気づきました。本当にすごいことだと思うんですけれども、ふだんからご尽力いただき誠にありがとうございます。しかし便利さに慣れてしまうとそれが当たり前になってしまって、水が出ないことを不満に思う人もいますし、抗議の電話とかももちろんあると思います。

あとは、緊急対応が増えれば職員も大変です。素人ながらに、漏水のリスクを減らせないかと考えているんですけれども、現在の水道管の更新計画をさらに前倒しすることはできないかお伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再々質問に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 水道管の更新には多くの費用と期間を要するため、更新時期や費用の平準化を考慮した計画的な更新が必要となります。

旭市水道事業ビジョンは、水道管の実使用年数に基づく更新需要による長期的な計画となっております。

今後も、旭市水道事業ビジョン及び旭市水道施設耐震化計画に基づき、計画的に進めてまいります。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7 番（永井孝佳） コストの面やマンパワーの面で、水道管の更新を早めるのは難しいのかもしれませんが。旭市は、実使用年数に基づく更新をされると、先ほどおっしゃっていましたが、6 月議会で井田議員からもありましたけれども、劣化診断をしてリスクの高い場所

から効率的に更新していく方法も考えられると思います。

先進事例として、人工衛星からマイクロ波を照射して水道管の水漏れを調査する方法や、A Iに地盤、傾斜、気象条件、水道管の情報など様々なデータを学習させ、水道管の劣化を予測する方法もあるそうです。どちらも人の手で調査するよりも期間も費用も減らすことができたと同っております。年数の古いものから交換するよりも効率がよいと思うんですけども、現場から見てこれらの方法を検討できないかご見解をお伺いいたします。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の4回目の質問に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 全国的に更新事業が思うように進まない状況でございます。先進事例として、過去の漏水事故の発生をA Iで処理したり、また衛星等を使って漏水発生状況を確認するような、先進的な技術が注目されております。

そういった中でA Iを活用したもの、または衛星を活用した水道管の診断や漏水調査につきましては、他の団体の先進事例の動向を注視し、費用対効果を踏まえ検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 耐用年数は40年ですが、場合によっては60年、80年、100年と使えるケースもあるそうなんです。限られた予算とマンパワーで漏水のリスクを最小限に減らしていただき、上水道の安定供給をお願いしたいと思います。

では、3番目の七夕市民まつりのほうに移りたいと思います。

当日の混雑状況を見て、安全のために警察が判断されたということですが、事前の周知に従って計画を立てていた人たちから苦情が寄せられました。6時までにその区域内から外に出すとか、その前に帰ってくるとか、事前周知によって計画を立てていた方がいらっしゃったんですけれども。そういう方からしたら逆に混乱が起きてしまったので、直前での変更はあまり好ましくないのかなと感じました。

再質問になるんですけれども、パレードのスタートがアクシデントによって15分くらい遅れました。その分、終了時間を延長するということではできなかったのかをお伺いいたします。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再質問に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） 8月6日の状況といたしまして、午後6時頃、実行委員会本部

や栈敷席が設置されております七夕広場で、救急車による急病者の搬送事案がございました。この影響でミスあさひのパレードのスタート時刻が遅れた結果、その後のパレード等の進行にも影響が出てしまったというところでございます。

本年の交通規制につきましては、旭警察署と実行委員会との協議の結果、午後9時までには全てのイベントを終了し、交通規制の解除に備えるというような決定をしておりました。

実行委員会におきましては、会議やパレード参加者の打合せなどで交通規制について説明を行っておりまして、皆様との合意も得ているという状況でございました。

こういったことから、当日はパレード時間の延長ということをする事なく、9時をもってイベント終了としたところでございます。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） そういうふうに決まっていたので仕方ないと思うんですけども、栈敷前をある団体が通り過ぎて、9時になったらぱっと電気が消えて、交通規制を解除するアナウンスが始まったんですね。余韻も何もなくせかされる感じで、とても温かい市民まっりの雰囲気は感じられませんでした。

終わったのだから早く帰れと言わんばかりに、もう交通規制が解除されますから歩道に行ってくださいみたいな感じで、追い立てられるような感じでした。これで本当にいいのかというのはちょっと疑問なんですけれども、事前に決まっていたということではしょうがないかなと思います。せっかく大きな予算をかけてやる旭市のメインイベントですから、郷土愛につながるような優しいまっりにしていただきたいと思います。

今回の交通規制に関しても、実行委員会の中で、警察からの説明があまりなかったように記憶しております。幾ら交通規制の権限が警察にあるとしても、4年前と大きく変わるのでしたら実行委員会で説明をするべきだと思いました。治安維持や交通安全のために尽力していただいた警察には感謝しておりますが、やり方によってはちょっと横暴に映ってしまうのかなと感じます。

実行委員会と警察で事前に綿密に打合せをして周知をするべきだったと思いますけれども、この辺に関していかがでしょうか。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再々質問に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） お答え申し上げます。

本年の七夕市民まつりですが、交通規制を伴う通常開催が4年ぶりということで、実行委員

会、警察とも従前のノウハウというものが、一旦途切れてしまったという中での開催ということになってしまいました。

交通規制につきましては、実行委員会と旭警察署によりまして協議を重ねて当日臨んだものではございますが、実行委員会、警察、それぞれの立場において認識というものに大きな差が出てしまって、それが当日現場にて顕在化してしまったということが大きいのかなというふうに考えております。

今後、こういった、これらを含めた様々な課題につきましては、次年度に向けた協議が早い段階からしっかり行えるよう、実行委員会に働きかけてまいりたいと思います。

議員からも今ございました市民まつりとしての雰囲気というものを、そういったものを大切にしていかなければならないということで、ルールはルールとして進めることも大変大事かと思うんですけれども、そういったイベントの皆様の思いとか、そういったものも酌んだ上で、ルールも守った上で楽しいイベントになるよう来年度努めていきたいというふうに、実行委員会のほうにも伝えていきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 今年は来場者も多く、とてもよいまつりだったと思います。その上で、来年は協議をしていただき、周知したとおりの時間で交通規制をしていただきたいと願っております。私も、警察の皆様には小さい頃よりお世話になっておりますので、今後ともお手柔らかによろしくお願いいたしますと思います。小さい頃、警察官に僕もなりたかったので、憧れです。

では、4番目の福島第一原発の処理水放出について、市長からご答弁をいただきました。

私は、処理水の放出について、様々な資料とか専門家の意見を聞いた上で、問題はないのかなと思っておりますけれども、中には処理水を汚染水と言って、風評被害をあおっているのかなという感じもするんですね。それぞれの感覚なので仕方ないと思うんですけれども、批判をするんだったら、どの核種がどれだけあるから有害だとか、数字で示すべきなのではないのかなと思っております。

某国が日本産の水産物の輸入を全面停止する措置を取っておりますけれども、再質問になりますけれども、仮に当市の漁業者が風評被害を受けた場合には、補償などはあるのでしょうかお伺いいたします。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） それでは、風評被害に遭った場合の補償ということですが、永井議員につきましても、いろんな新聞各紙報道でいろいろ情報入っていると思いますが、改めてご説明申し上げます。

政府の対応といたしましては、2021 年度の補正予算で、まず 300 億円の対策基金を設け、水産物の販路拡大費用や水産物の買取り、冷凍保存などに必要な資金の借入金利などについて支援することとしています。

また、2022 年度の補正予算でも、漁業者が漁業を続けられるよう支援するため、500 億円の基金を追加しました。先ほど永井議員からもあったんですが、さらに先日、中国が日本の水産物を全面禁輸したことを受けまして、中国への輸出依存から転換するための販路開拓などの支援として、予備費から新たに 207 億円を充てることが発表されました。

全部合わせますと総額 1,007 億円ということになります。

また、実際に風評被害が発生した場合の損害賠償については、東京電力が賠償金を支払うこととなっています。賠償額については、風評被害によって生じた水産物や農産物の価格下落、事業の売上げ等による減収に係る損害や、負担を余儀なくされた費用が対象とされています。以上です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7 番（永井孝佳） ご回答ありがとうございます。

先日、漁業関係者に確認したところ、今のところそんなに風評被害とかはないと言っていました。しかし、これからどのように変化していくかも分かりませんので、しっかりと注視をお願いしたいと思います。

再々質問になりますけれども、先ほど農業にも使えるような発言があったと思うんですけど、もうちょっと確認で、この風評被害の基金や賠償の対象は漁業者だけなんですか。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再々質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） 賠償ということなので、東京電力の賠償金の対象業種について説明します。

現在、漁業、水産加工業、水産卸売業、それから農業、観光業が想定されています。またその他の業種についても、今後引き続き意見などを踏まえながら適切に対応していくとされています。市といたしましても、今後の国及び東京電力等の発表に注視していきたいと考えています。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） ありがとうございます。市には注視していただき、被害がある場合には政府や東電にしっかりと対応していただきたいと思います。

以上で一般質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の一般質問を終わります。

◇ 松 木 源太郎

○議長（木内欽市） 続いて、松木源太郎議員、ご登壇願います。

（20番 松木源太郎 登壇）

○20番（松木源太郎） 日本共産党の松木源太郎でございます。

2023 年（令和 5 年）旭市議会第 3 回定例会に当たり、市政に関する一般質問をいたします。今回は、旭市の市政の中で全く顧みられていないと思われる事柄について、一般質問いたします。それは、子どもの貧困問題であります。

1、旭市の「第 2 期子ども・子育て支援事業計画」の進捗状態と「第 3 期」に向けた取り組みについてお聞きいたします。あわせて、令和 4 年度から米本市政の目玉政策として始まったストップ少子化大作戦についても質問いたします。

平成 25 年（2013 年）「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立しました。この法律の成立の理由は、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、教育の機会均等、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約、これは国際条約であります、の精神にのっとり、子どもの貧困対策に関して、国など、地方自治体は当然含めますが、の責務を明らかにし、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的といたします。

千葉県において、第 2 期の子ども・子育て支援事業計画の策定に合わせて、千葉県子どもの貧困対策推進計画作成のため、令和元年度、子どもの生活実態調査を実施しました。実態調査は、県内 15 市町村で行い、近隣では旭市、匝瑳市、多古町が調査を実施し、2 万 840 件で 34%の回収率でありました。

令和元年 6 月の子どもの貧困対策法の改正により、市町村計画の策定が努力義務化されました。ですから、令和 2 年 3 月の一般質問で、子どもの貧困対策強化のため県が実施した実態調査の結果と対策についての質問が、一議員から一般質問されました。共産党の私の前の高木議員も、令和元年 12 月議会でも子どもの貧困対策を質問され、「第 2 期の計画が子どもの貧困対策でよい内容であることに期待します」と、発言を締めくくっています。

しかし、令和2年3月に作成された第2期旭市子ども・子育て支援事業計画では、第4章の施策の展開において、子ども家庭総合支援拠点の整備を挙げているが、その対象となる支援家庭をどう把握するかという問題が解決されていません。

そのため、以下のようなことを要求いたしたいと思います。

対策1、子どもの貧困家庭の把握のための調査が必要です。そのためには、社会福祉課、子育て支援課、教育委員会などの関係課で協議して調査する。対策2、共同して調査した結果に基づき、子ども家庭総合支援拠点などで対策を立てる。対策3、第3期旭市子ども・子育て支援計画の素案を調査の結果を分析して作成する。

以上のようなスケジュールで、令和7年3月までに作成する必要があります。調査の事例や計画のつくり方は検討する。以上のように旭市の貧困対策計画を作成してください。費用は、来年度の予算で確保してください。

市長にお尋ねしますが、子育ての市の事業の充実のため、今後ともご努力いただきたいですが、新しく子どもの貧困対策をぜひ計画していただきたい。

そしてもう一つ、子どもの貧困対策に関して、令和4年度に突然始まった九つのストップ少子化大作戦の事業で、少子化が食い止められるとお考えですか。このことについても市長の見解をお聞かせいただきたいと思います。

大きい2番目、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の在り方について質問いたします。

本定例会に3本の報告書が出ています。名称は、今後旭中央病院とさせていただきますが、8月18日に、「社会保障推進千葉県協議会」（略称）千葉県社保協といいます。の自治体への要請キャラバンが、市の担当課と要請への回答についてヒアリングを行いました。その際、医療供給体制の質問に対し「しない」にマルをつけ、回答欄に「自治体病院を有しない」と回答してありました。

私がこの点を指摘すると、「中央病院は急性期病院ですので」との答弁でした。市長、この答えはおかしくありませんか。同じ質問に東金市は「本市が設立団体である東千葉メディカルセンターでは、新型コロナウイルス感染症の対応に関し、地域の医療機関と連携を図りながら発熱外来の開設、専用病棟の確保、ワクチン接種を実施しております」との回答でした。これが正解であります。

決算によると、令和4年度には、旭中央病院へ病床確保のため1億円の援助をしたとの決算報告がありました。それを利用した内容は文書で報告されず、旭中央病院のホームページを見るようにとのことでしたが、市長はどのようにお考えですか、このご回答を。

次に、第2期中期目標の評価結果と次期中期目標の内容について、市長の考えをお聞かせください。

3番目が、防災行政無線の改修事業についてであります。

①今回の改修工事の内容と、市庁舎移転時の工事内容と費用についてお聞かせいただきたい。

②平成20、21年度での工事は防災無線工事分の9億9,540万円ですが、その中に「聴覚障害者対象の文字放送に対応する整備を行う」とあるが、その内容は今回も同じようなものが広報で述べられておりますけれども、この内容は同じなのでしょうか。

③防災行政無線が聞こえないと総務課に苦情を伝えているが、なしのつぶてであるという声を聞いておりますけれども、これは事実なんですか。

大きい4番目、市道の整備について。

市道A-1099号線について、道路工事の施工方法及び管理の在り方についてお聞きいたします。

この道路は、住民の方の通報で私が昨年建設課にお願いし、道路と田んぼの部分の崩壊部分を改修していただいた道路であります。住民の方から同じところに穴が空いているとの通報がありまして、現地を見て建設課に調査をお願いいたしました。「近くで道路の改修工事があるので、その際穴を埋めます」との回答をいただきました。ところが写真を撮ってよく見ると、田んぼとの間のコンクリートの擁壁部分が長く、穴が空きそうな状態でありました。これは擁壁との間に空間があり、1か所穴を埋めても隣に穴が空く状態と推察いたしました。

そこでお聞きしますが、通常このような状態だったら調査の上、対策をすると思うのですが、対処の方法を教えてください。市道の管理に関する問題であります。

以上4点を質問いたしました。詳細で誠実な回答をお願いいたします。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員の一般質問に対し答弁を求めます。

市長、ご登壇ください。

（市長 米本弥一郎 登壇）

○市長（米本弥一郎） 私からは、まず、1、第2期旭市子ども・子育て支援事業計画について、

（1）子どもの貧困対策に係る取り組み実績、及び本計画と令和4年度から開始したストップ少子化大作戦との関わりについて何うというご質問にお答え申し上げます。

子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法、子どもの貧困対策の推進に関する法律の、三つの法律に基づく市町村計画を一体のものとして策定した計画でございます。第2期旭市計画は、令和2年度から令和6年度の5年間を計画期

間とし、子どもや子育てを支援するための22の具体的施策で構成されております。

ストップ少子化大作戦は、移住・定住から結婚、出産、子育てを一連のものとして捉え、様々な事業を一体的、効果的に組み合わせた切れ目のない支援事業を展開することにより、従来の個別事業の効果に加え、少子化に歯止めをかける効果が期待できる事業として、令和4年度から開始した市独自の九つの取り組みでございます。

これらの取り組みのうちの幾つかは、子ども・子育て支援に係る内容となっておりますので、子ども・子育て支援事業計画に取り上げた様々な事業と同じく、良好な子育て環境を整えるという目的のために実施している事業でございます。

次に、2、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の在り方について、（1）旭中央病院がコロナ対策でどのような対応をしたのか、市と病院の関係についてお答え申し上げます。

旭中央病院は、定款にありますように、市が設置する地方独立行政法人が運営する市立病院です。

市が評価委員会を置き、理事長、監事を任命しているほか、市が定める中期目標、これを達成するため、病院が策定する中期計画はいずれも議決案件でございます。

中期目標については、市が病院事業について達成すべき業務運営の目標を病院に付与し、この目標に対する中期計画を病院が作成し業務を遂行することになりますので、市の意向はこの中期目標に反映させることになります。

また、病院の運営状況や双方における課題等の情報共有を行うことを目的とした意見交換会を四半期ごとに開催しております。

市と旭中央病院は、今後も連携し、保健医療の推進に取り組んでまいります。

○議長（木内欽市） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 私のほうからは、調査が必要、第3期に策定する必要があるのではないかなというようなご質問にご回答いたします。

子どもの貧困につきましては、第3期旭市子ども・子育て支援事業計画の策定の際には、調査も必要ではないかと考えており、先進事例を参考にしながら研究してまいりたいと思っております。

また、第3期の計画の中で、その支援事業を展開していく必要があると考えております。今後、国から示されますこども大綱や、県の子ども計画等の内容を踏まえまして、進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） それでは、私からは、2の（2）第2期中期目標、これ計画になるかと思うんですけれども、その評価結果と次期中期目標の内容を伺うというところに対して回答いたします。

第2期中期計画の評価ですが、これは全体の評価は来年度の実施となりますけれども、今年度実施しました見込み評価におきましては、中期目標をほぼ予定どおり達成しているような状況です。

また、市が作成します次期中期目標、これは令和6年度から令和9年度になりますけれども、こちらにつきましては、現在、素案を作成している段階であります。今後、評価委員会の意見等を踏まえ12月議会に、また、病院が作成します中期計画につきましては3月議会に、それぞれ提案したいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 総務課長。

○総務課長（小倉直志） それでは、私からは、大きな項目の3、防災行政無線の改修事業についてお答えいたします。

まず、今回の改修について概略を説明させていただきまして、その後、ご質問にお答えしたいと思います。

市町村が行っています防災行政無線は、屋外子局スピーカーと戸別受信機から一斉に情報を流す、こちらは同報系と呼ぶものになります、それとは別に、災害現場や関係機関との連絡手段となる移動系というものに分かれております。

市町村が利用する周波数に関しましては、基本的に、同報系がデジタル・アナログ方式ともに60メガヘルツの電波帯を使います。移動系はアナログ方式で150メガヘルツと400メガヘルツ、デジタル方式に260メガヘルツがあります。

現在、国がデジタル化を推進する中で、旭市では、同報系・移動系ともにデジタル方式への移行が済んでおるところでございます。

今回、改修を行いますのは、同報系の部分になりますが、機器類の更新に併せて、音の減衰が少ない高性能スピーカーを導入するほか、戸別受信機の受信不良の解消を図るため、60メガヘルツのT115方式という、現状よりも伝搬距離がある方式に切り替えていきます。

（発言する人あり）

○総務課長（小倉直志） 60メガヘルツのT115方式。「T」です。そういったT115方

式という、現状よりもこれは伝搬距離が理論上は延びる話になります。この方式に切り替えていきます。

また、その戸別受信機も新しいものにし、こちらご質問にありましたが、聴覚障害のある方には文字表示機能があるものを配布いたします。これは前回と同じかというご質問でございましたが、機能としては同じでございます。ただ、前回のやつは、当時は音声を流す場合に、職員が実際にしゃべって録音したものを電波に乗せて流しておりました。それとは別に、文字表示機能があるものは別に文字として打つ必要があったんですが、今現在は人工音声で、そもそもが最初から文字で打つ方式で入力していますので、その手間がなくなるということにはなります。戸別受信機そのものは同じものです。

それと、こちらに親局を移設したときの費用というご質問がございました。それにつきましては、すみません、今ちょっと資料は手持ちでありませんで、後ほど再質問等でお答えいたします。

次に、戸別受信機からの音声聞こえないというような苦情につきましては、職員による簡易的な診断で解消しない場合、委託業者による調整作業や外づけアンテナの設置を行っております。

受信不良の原因としては、外部で何かしらの環境変化がありますと電波状況が変わってしまうことがあり、その影響で聞こえなくなるケースというものがございます。

最近の大きな環境変化ですと、令和3年4月に市役所本庁舎が移転し、防災行政無線の親局も併せて移設しました。以来、その影響を受けたと思われる地区での受信不良が増えております。

受信不良の対応件数ですけれども、庁舎移転直前の令和2年度は155件、移転以降は、令和3年度が217件、4年度が216件となっています。今年度に入ってから対応依頼数は、移転前のペースと同様になっていますが、8月末現在で31件が解消できておりません。

(発言する人あり)

○総務課長（小倉直志） 8月末現在で31件が解消できなく残っております。

また、今後は改修工事を終え、新しい受信機になれば自然と解消されるケースも多くあるのではないかと見込んでおりますが、防災行政無線という性質上、この改修の進捗状況とは別に、受信不良の早期の解消には常に努めていきたいと考えています。

以上です。

○議長（木内欽市） 建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 建設課より、4項目めの市道の整備についてということで、市道A-1099号線について、道路工事の施工方法及び管理方法について回答します。

当該市道につきましては、干潟駅の南側付近に位置しており、平成4年に千葉県許可の開発行為に基づき、宅地の造成と併せて一体的に整備された道路で、平成5年に都市計画法の規定に基づき市へ帰属されており、整備から約30年が経過しております。

路面の陥没の件なんですけれども、現地を調査確認したところ、擁壁や排水構造物に破損が生じておりました。そのため、擁壁等を含む補修工事を発注したところでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 一般質問は途中ですが、4時5分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時54分

再開 午後 4時 5分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、松本源太郎議員の一般質問を行います。

松本源太郎議員。

○20番（松本源太郎） それでは、初めの子ども・子育て支援事業計画のことから再質問いたします。

製本されたのを最近子育て支援課から頂きました。この第2期計画では、子どもの貧困問題というのは4章から後に少し書いてありますが、この具体的な対策は何もないです。ですからそういうことが新しく加わったというだけのことで、大事なことが一つ書いてありますけれども、私は、近隣の匝瑳市、銚子市、香取市の計画も全部目を通してみました。香取市と銚子市では貧困問題入っていますけれども、匝瑳市では入っていません。こういうようないろんなありまして。

子どもの貧困というのは、7%だとか10数%だとか、いろいろと子どもの数によって変わりますけれども、どういうふうに調査したらいいんだ、ここに一番関心を持ったわけです。ほぼ正確と言われるものを持っているのは柏市の計画。これをよく見ると、先ほど一番初めの質問でも言いましたように、市の中の子どもの問題に関係するところの職員が実際に調査することなんですね。柏市の場合は、人口が多いですから抽出でやっております。抽出でや

っておりますけれども、数が非常に正確に出ていると思います。

そういうことを踏まえて、旭市ではどうやったらいいのかということについて考えました。それはやはり担当するところ、恐らく旭市では、私の考えですけれども、教育委員会、子育て支援課、それから社会福祉課、こういうところがいろいろ貧困で困っている方々のお世話を焼いているところですから、そういうところが連携を持って調査をして、この子たちをどうしたらいいんだ、親も含めてですね、それを計画に乗せていくというのが正解な方向だと思うんです。

例えば、皆さん方が言っている事務事業評価シートというのを、あなた方が作っていますよね。そういうところで大変正確な数が出てくるんですけれども、例えば、児童家庭相談事業という中では、平成 30 年から令和 4 年までの数が入っていますけれども、その人数、これが相談件数の人数が出ていますね。それから、生活困窮者自立支援事業というのがあります。ここでも相談の人数、件数が出ています。

こういうものを担当されているところが、きちっとどのぐらいの家庭で、どういう状態なんだ。これは聞き取りしなければいけませんけれども、どのぐらいの収入の方々子どもたちの貧困でもって、いろんなことを市が援助しなければいけないんだと、こういうことを正確に、ほぼ正確につかむ。そこから貧困対策というのは始まるんです。

目標がないまま、日常的な子育てとかそういうことでもって多くの方をお世話しています。そういう方たちの統計を幾ら集めても貧困対策にはならないんですよ。ここがところが一番大事だと思うんです。ここを始めないと、私はいつまでたっても旭市においては困っている家庭、子どもの貧困の問題について、手をつけていくということができないのではないかと思いますけれども、どうでしょう。

そういうところのプロジェクトというか、こういうものを立ち上げて、次の第 3 期の計画にもっと充実した計画をつくっていただきたい。旭市において、見えないんですけれども、大変困っている家庭を私は何件も見えています。その方たちがどうして援助の手が受けられないんだらうという、そういうところに手が届いていないからと思うんですけれども、これについて、担当課なり市長なりのご見解をいただきたいと思います。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員の再質問に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） まず、議員おっしゃいました柏市の関係のお話、ご説明をちょっとさせていただきます。

柏市では、実態調査アンケート、18 歳未満の子どもがいる世帯の中で、経済的に困窮な状況が想定される各種支援制度受給世帯及びその他の世帯としまして、2,500 世帯にアンケートの調査をいたしております。私も、この柏市の調査の方法を見まして、単に抽出で何千人という調査をしましても、例えば、うちは困窮ですとそういうふうにおっしゃっても、それが本当かどうかというところも確認ができないという、その貧困の率を出すというのが非常に難しいというふうに考えております。

ですので、先ほども申し上げましたが、関係課と連携しながら、こちらの調査のほうを進めてまいりたいと考えております。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） ですから、このところが大事なんです。まだ時間がありますから、そういう調査をどういうふうにするか。行政の中でも困っている方たちがいろいろと、市が援助しなければならない方たちがいるわけですね。そういう方たちは、どこら辺の方々なんだということをある程度つかんで、この方たちに何をやれば貧困から上がっていくんだ。

今は物価が上がっても、この 10 数年間にわたって賃金が上がりません。そういう中で、見えないけれども、貧困の家庭が増えているんですよ。このところをどう救っていくかという計画を、少しでも前に進める第3期の計画にしていきたい、このように私は考えていますけれども、市長どうです。そういうプロジェクトを来年1年間やりませんか。そして、令和7年度から始まる子ども・子育て支援事業の計画をつくっていただきたいと思うんです。

保育の問題だとか赤ん坊の問題は大変充実しています。足りないところもあります。学校給食費なんかにいろいろな私は文句を言っていますけれどもね。ただ、それはその次のステップの問題で、そこで抜けてしまっている方々がいるという、このことにもっと目を向けていただきたい。このことをぜひ令和6年度の大きな事業として、少しお金をかけて調査していただきたいと思いますけれども、いかがですか。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員の再々質問に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎） 松木議員おっしゃいますように、第3期子ども・子育て支援事業計画は、今年度と来年度で策定していくことになります。そのプロジェクトチームをつくるだとか、大きな予算をかけるといったことにつきましては、今後庁内で検討して進めさせていただきます。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） 大きい問題ですから、次にまた続けて質問するかもしれませんが、ぜひそういう方向を目指しながら行政を進めていただきたいと思います。

次に、2番目の旭中央病院の問題についてちょっと質問いたします。

旭中央病院は、ご存じのように平成28年から地方独立行政法人になったわけですね。それ以後、職員の中にあるのかもしれませんが、何かほかの病院だというような感覚があるんじゃないかと思うんですよ。

ですから、先ほど言ったように、東金市の回答の仕方が一番正確なんですね。市立病院ではないけれども、市が設置した病院である。そこで何か問題が起これば、元に戻したっていいわけです。皆さん方ご存じかもしれませんが、東金市は、これは県立病院にしてくれという要求が出ているんですね。いろんな事件が起こってしまったから。県立病院はなくすけれども、東金市と九十九里町の地方独立行政法人をつくってくれということで始まりましたけれども、先日も実刑判決出ていましたね。その後にもまた問題がありました。これ事務を別の会社に委託するからああいうことになるんです。それは別の問題ですけども。

そういうことを踏まえると、元に戻す、旭市だってそうですよ、いろんな問題が起こればね、市立病院に戻したっていいわけです。そこでもって、私は三つのことをちょっと市長に聞きたいんです。

中期計画や中期目標でもっていろいろ出ていますけれども、私が前に問題にした二つの老人ホーム、これを意図的になくしてしまおうというそういう方向を出している。次は何かと言ったら、ご存じのようにケアハウスですよ。つまり、急性期の病院の事業に必要なものは外していこうというのが、今の旭中央病院の計画です。これは大きなやっぱ問題だと思うんです、旭市が設置団体になっている病院としては。そのところで市長に聞いたかったですよね。

もう一つ、私、今まで言わなかったんですけども、言いたいと思うことがあるのは、私が調査して、黙って見過ごしたほうがいいかなと思ったけれども、言わなければならないのは、売店です。売店を今大きな会社がやっていますね。前は寡婦福祉会がやっていたんですね。それをローソンに移したわけ。

このとき何が起こったか、皆さんは知らないでしょうけれども、前の団体は県にも代表が出ているから法人だと思った。ところが個人であった。それでもって理事会に、ローソンにしたいので、その方が法人をつくって法人の代表になるまで待っていたんです。今ローソンと独立行政法人の中央病院があれば契約している。その中に法人化した団体が入っているんで

す。だから遅れたんです。こういうことが実際にあるんです。

私は、それを偶然、議員になって中央病院の売店がなくなるということでもって、その間の理事会の議事録をとって調べていたらこの問題が出てきたわけ。黙っていました、皆さんに。だから、いいですか、中期目標、中期計画、これ私たちが議論していかなければならない問題があるわけですけども、そういう中にこういうことが起こっていることと同時に、私は決算のあれで質疑したでしょう。4億5,000万円を何に使ったかっていう、あれ文書でもって、資料でもって出すべきですよ。決算委員会には出すと思うんですけどもね。

そういうようなことですから、今、中央病院が向かおうとしている方向について私は大変不安を持っています。しかし、私は、昭和41年に旭市に転勤で赴任してからずっと中央病院にかかっています。それで、何年に1回はご存じの人間ドックに入って、健康な体を維持するのに大変ありがたいと思っています。そういう感謝もしております。

しかし、今の状態というのはやっぱりちょっと、私はほかの方向に向かうなというふうなことで、今年の70周年の記念講演に申込みしましたが、どんなことを話をするか興味持っています。

そこで、市長にあと意見として、どう思いますかということをお聞きして、これは終わりたいと思います。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員の再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） すみません。今のは2の（1）の再質問ということでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○企画政策課長（柴 栄男） では、まず順番にお答えいたします。

特別養護老人ホームまた養護老人ホームがなくなりましたと、そこは切り捨てているのではないかというお話でしたが、まずそこがなくなった理由になります。

これは、以前もお答えしておりますけれども、特別養護老人ホーム及び養護老人ホームにつきましては、施設の老朽化が進行したため、現在の施設での長期的な事業の継続が困難であること。それと特別養護老人ホームにつきましては、民間事業者が事業を実施している状況を考慮すると、必ずしも旭中央病院が運営を行う必要はないという考えがあります。

あと、養護老人ホームにつきましては、年々入所者が減少している一方、養護老人ホーム単体での運営は事業効率の面でなかなか難しいということを踏まえて、両施設の現入居者の新

たな移住先を確保して、その先に廃止をするという動きとなりました。

また、シルバーケアセンター及びケアハウス東総園、まだ残っているやつも切り捨てるのかという話でありましたけれども、これは現段階でまだ新しい中期目標はできておりませんが、今のところ、第3期中期目標期間も継続して運営をするというふうに今聞いております。

あと、売店のお話がありました。売店につきましては、すみません、こちらにつきましては、私、利便性の向上を図るためというふうなことを病院のほうから伺っております。

それと、起債の4億5,000万円の明細ということですが、これは、議員おっしゃっていましたが、今回は決算特別委員会のほうで資料として提出いたします。来年度からは特別会計の資料、そこのほうにもつける予定でおりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） 市長は何もないそうですから、また別の機会に言わせていただきます。

次に、3番目の防災行政無線の改修事業についてであります。

この事業については、6月議会で追加議案として契約案件が出てきまして、私は総務常任委員会で賛成したけれども、本会議でもって反対討論をさせていただきました。なぜ反対討論をしたのかということですね。これについては、その後、平成20年、平成21年の2年度にわたった、いわゆる1市3町が合併したので、一つの防災行政無線にするときの費用についてちょっと資料を担当課からいただきました。

その中でもって大変、費用が当初の予算の半分以上で済んでいる。今回も2億7,000万円も低減している。そういうことで、結局最初に事業をやったところが継続してやる。2者来たけど1者来なかったからプロポーザルでやられた。プロポーザル方式でも、皆さん方の積算がどうであったのかということが問われていると思うんです。

それから、もう一つは、これだけもし安くできたのであれば、障害者用の戸別受信機を全世帯に配ったほうがいいですよ、私に言わせると。先ほどいろんな新しい方式でもってやった。つまり、私は江ヶ崎から網戸に移って、前にも言っていましたし、聞きにくくなって、場所を移していろいろやって、やっと1か所だけ、それでもたまに切れます。何を言っているかわからない。何を言っているかわからないからと思って、録音を押していないと何を言ったかわかんないんですよ。

そういうことであれば、目でもっと見る、こういう通知があったということのやつを全世帯に配ったら、2万3,000台。2万3,000台のうち100台だけを聴覚障害者用というんでしょう。

そういうようなことをやれば、もっと防災行政無線の役に立つと思うんですけども、いかがですか。

それから、費用について本当に私は、何でこんなに安くなるのかということ、市役所の見積りが狂ったのか、向こうが競争相手を出さないように前のあれでやったのか、そういうことを私は考えてしまいます。

それから、60メガヘルツの問題はこういう文書があるんですね。市町村行政無線で60メガヘルツ帯54から68、これについては、それで行くと書いてあるんですよ。これ、私の違いでしたらまあいいですけども。

そういうことで、ぜひ今回の防災行政無線の事業につきましては、そのまま障害者向けのやつを全世帯に配っていただけませんか。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員の再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） それでは、今のご質問にお答えする前に、先ほど答えられなかった部分についてお答えいたします。

この新庁舎へ、旧庁舎からの親局の移転にかかった経費は9,515万円でございます。

今の再質問についてお答えいたします。

要するに、戸別受信機の全てを文字対応にしたかどうかという、できるのではないかというご意見でしたが。今回、戸別受信機の通常のもので金額としては3万円ちょっと欠けるぐらいです。これが文字対応になりますと一気に12万円ということになりますので、当然、全戸に配布するというのはちょっと無理があると考えているところでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） 2億9,000万円も安くなったんだから、そのぐらいかけたっていいじゃないですか、私はそう思いますよ。ですから、物の考え方があなた方は違うんですよ。

聞こえなくなったということについての問題ですけども、私も調べてきました。平成29年から令和3年までで134件、142件、206件、155件、220件、そうですよね。先ほど一番新しいのが令和5年31件。つまり、聞こえなくて困っている方になしのつぶてなんです、あなたの方。なしのつぶては分かりますよね、言いつ放し。今でも総務課から何にも連絡がないと私言われました。びっくりしました、私。

ですから、そういうようなことでもって、防災行政無線について市民の多くの方がそう勘ぐ

っているんですよ、今。私は、1億円近くかけて場所を移したけれども、結局よくつながっていないということが分かったから、ちゃんともう少しいいものにしようということがあったとそれは思います。そういうふうに思います。そのところを十分に配慮してやっていただきたいと思うんですけども、いかがですか。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員の再々質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） なしのつぶてというお話がございました。総務課からなしのつぶてというよりは、かなり聞こえないというご相談が頻繁にございます。それでその場合には、現地へ業者のほうに行っていただいて電波の状況を調査したり、あるいは外部アンテナをつけたほうがいいのかという判断等をしてもらっています。それが混んでいるときですと、こちらへご連絡があってから1か月後くらいになってしまいます。恐らく、なしのつぶてというのはそういった部分を言ったのかと思います。

先ほども回答したとおり、今年度いただいたものの中では31件がまだ対応できておりません。これも順次行っていくので、お待ちいただくということになってしまうんですが、それにつきましては非常にご迷惑をかけているという認識はございます。

それと、文字放送のものを全部に配ればいいのかということですが、あくまでも、2億円残ったというのは、文字放送のものを1,000台だけで見積りを上げてもらったときにその金額で済んだということですから、これを全部、2億円あれば配れるじゃないかということにはならないかと思います。

以上です。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） ご回答はよく分かりますけれども、しかし市民の立場からすると、防災行政無線が聞こえないけれども、アンテナもつけてくれないし、担当者も来てくれないということをやっぱり私は何人かから聞いてしまったんですよ、これは。私がこういう通告をしましたと、防災行政無線のことについてお話ししたらば、「実はよう」と3人の方からすぐ言われました。「何回頼んでも来ないし、もう諦めているよ」。これでは市の信用まるきりなしですよ。

ですから、業者がどうだこうだじゃないんです。そういうのがあった方はどこの誰でもって、どこの位置か。それでもって、アンテナが必要か必要でないかというのは、市の職員が右から左に業者にやって、自分たちが行って調べなければ駄目でしょうよ。そういうことやって

いるんですか。担当者がその家に行って、業者にも行かせるだろうけれども、実情を聞いて、市の職員としての立場からの判断をするとか、そういうことが必要だと言っているんです。これは市の行政で何でもそうです。そのところをぜひ私は理解していただきたいなと思います。ご回答ください。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員の4回目の質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） 先ほどの文字放送の部分、1,000台というふうに言いましたけれども、すみません、100台の間違いでした。

それと今のご質問に対してですけれども、防災行政無線の電波の状況を調べるわけです。これが全く同じような場所であっても、2階に置いてあるとか1階にあるとかいうことで全く違って来る場合もありまして、非常に専門的なことで、仮に私どもが行ったとしても判断はかなり難しいのではないかと考えております。

今のところはその業者をお願いして、その業者が1者ですから、どうしてもたまるときはたまってくるということ、それを称してなしのつぶてと言うのかもしれませんが、そのところは、市民に理解を得ながらお持ちいただいて、よりよい放送、受信環境を整えるように努力してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） ある程度了解しました。

ただね、やっぱり市の職員の方というのは、住民とどういうふうな対応するかというのは大事なことです。そこら辺をよく考えて実行していただきたいと思います。

4番目の市道の問題についていきます。

写真を見せるまでもないと思うけれども、一応市長に見ておいてもらいたいです。見ましたでしょう。建設課に上げたからね。それで、なるほどなと思いました。

先ほどちょっと道路が、私道の問題が出ましたけれども、私道の問題ではなくて、これは、開発業者が住宅のために造った道路が、はっきり言ったら市の造るようないい道路でなかった。35年たってからだから時効かもしれませんが、結局、田んぼと道路の間のところに隙間ができちゃったんですね。その一部が一番近いところが壊れたのを、去年、市にお願いして、直していただだけませんかということですぐやってくれました。

それでもって住んでいる方たちも安心したらば、1年半経ったらば土のあるところはどんど

ん穴が開き始めたんだよね。ですから、市が造るようなちゃんとした道路を造ってなかったということなんでしょうけれども、こういうところが多いと思うんですよね。建設課長、分かりますか。

ですから、やっぱりこういうところの、県の開発でも市が開発を許可したところでも、そういうところから受けた道路については点検してください。そういうことは必要だと思うんです、この機会に。私が行ったときは、担当者の方が「松木さん、この近くで道路の整備をやるから、そのときに穴を埋めおくよ」ということを言ったけれども、それで、写真を撮りに行ったんですよ。そして、私に話してくれた人と話していて、「いや、この道路そのものが隙間でもって、そのうちに穴ぼこだらけになっちゃうな」という話をして、市にお願いをしたかったわけです。

ですから、こういうような道路は結構あると思うんですね。市内の宅造地にはね。そういうことを踏まえて、これはやっぱり議会で聞く問題だということで取り上げました。ぜひ、今後どういうふうにこういう道路について対応するか、建設課長、これからの計画があればよろしく願いいたしたいと思います。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員の再質問に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） この路線は、昨年に引き続きまた今年も陥没となり、大変申し訳ありませんでした。この路線は整備後 30 年経過しているということもありますし、この路線でいえば修繕後の経過については、日常的なパトロールによって注視していきたいと思っております。

また、市内全般の道路の破損に関しては、日常的に職員による週 2 回のパトロールを実施しております。主に幹線道路にはなってしまうんですけども、幹線道路を重点的に実施しているということになります。全ての市道を網羅することもなかなか難しいということで、市民の皆様や、包括連携協定を締結している郵便局からの情報も貴重な情報の提供の一つということで、今後も日常的なパトロールを行うとともに、市道の路面の陥没箇所の補修など速やかに対応して、安全管理に努めていきたいと思っています。

以上になります。

○20番（松木源太郎） ありがとうございます。終わります。

○議長（木内欽市） 以上で松木源太郎議員の一般質問を終わります。

松木源太郎議員は自席へお戻りください。

以上で、本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。

○議長（木内欽市） これにて本日の会議を散会します。

なお、次回は明日定刻より会議を開きます。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時38分